

自治体戦略2040構想研究会 (第8回)

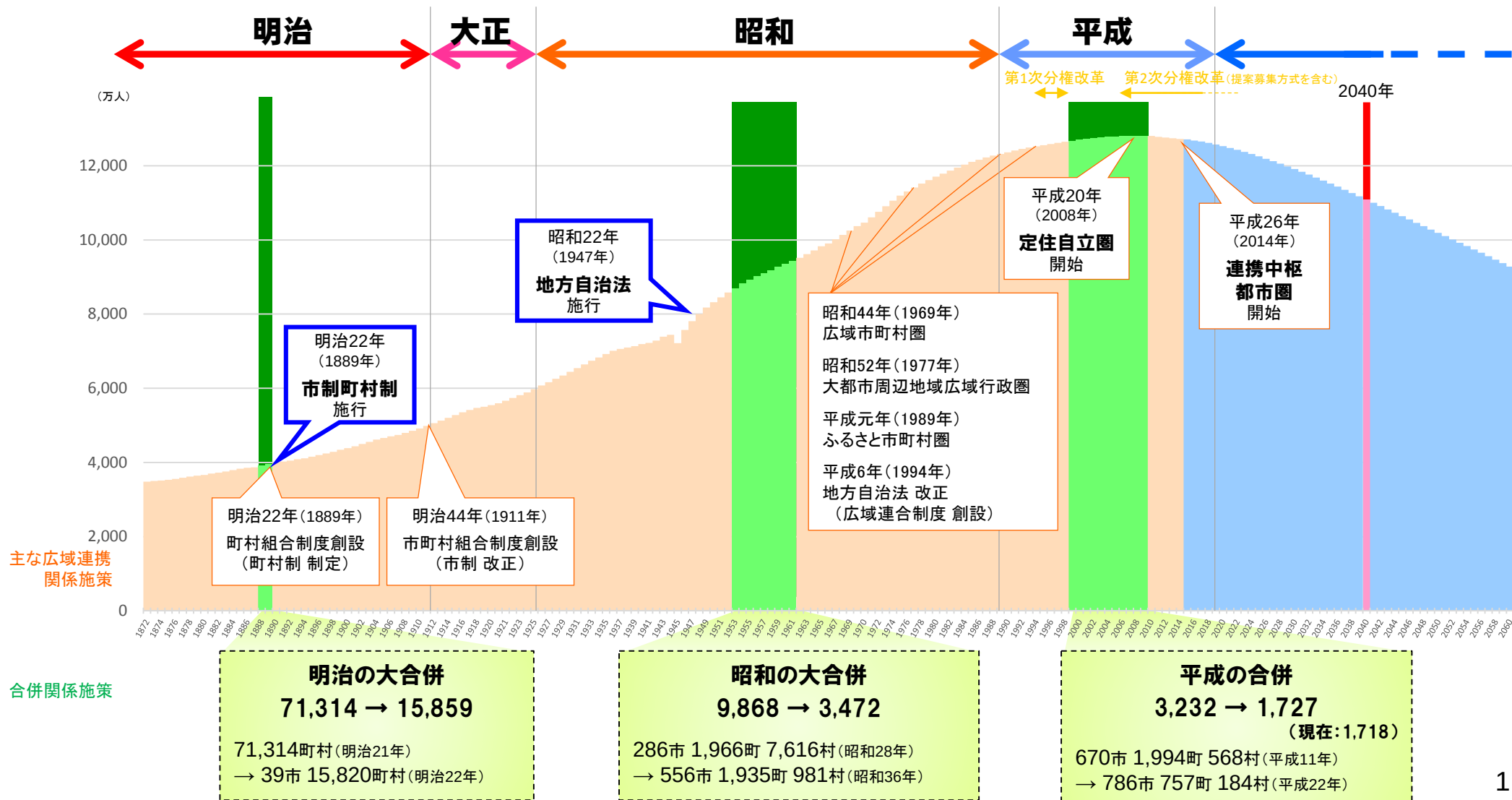
事務局提出資料

＜自治体行政＞

平成30年2月
総務省自治行政局

人口増加等と地方行政体制の整備(合併・広域連携関係施策の変遷)

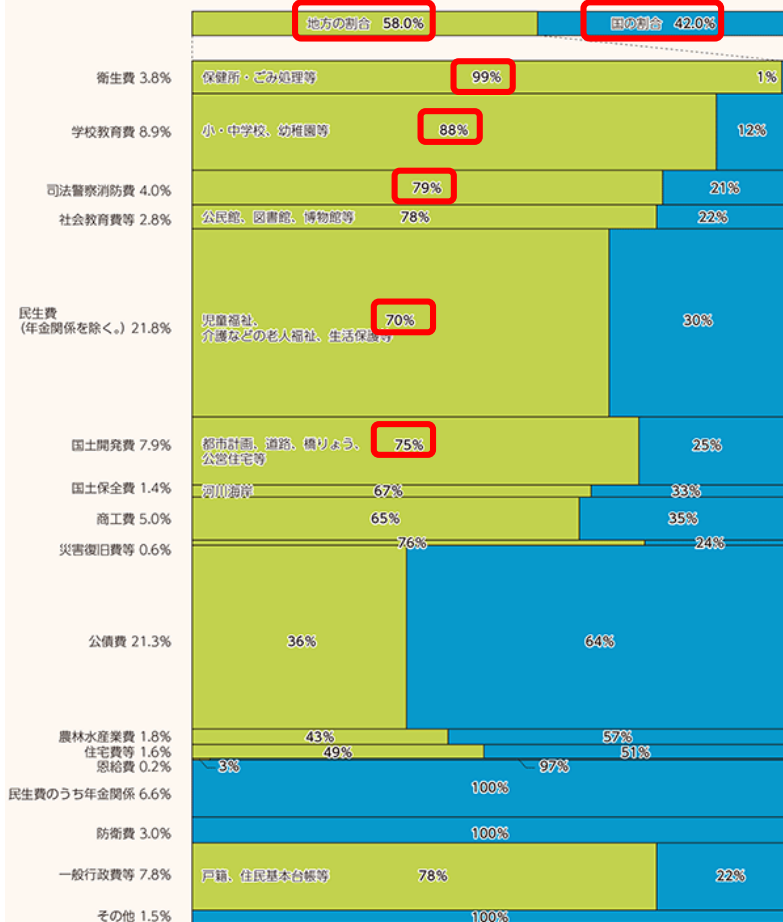
- 市町村は、市制町村制(明治22年(1889年))以後、合併や広域連携施策を繰り返し講じることによって、人口増加や経済成長、地方分権に伴う行政需要の増大・高度化に対応できる地方行政体制の整備を進めてきた。
- 今後は人口減少に対応する観点から、自治体行政のあり方を見直す必要がある。



国・地方の行政分野別歳出と都道府県・市町村間の事務分担

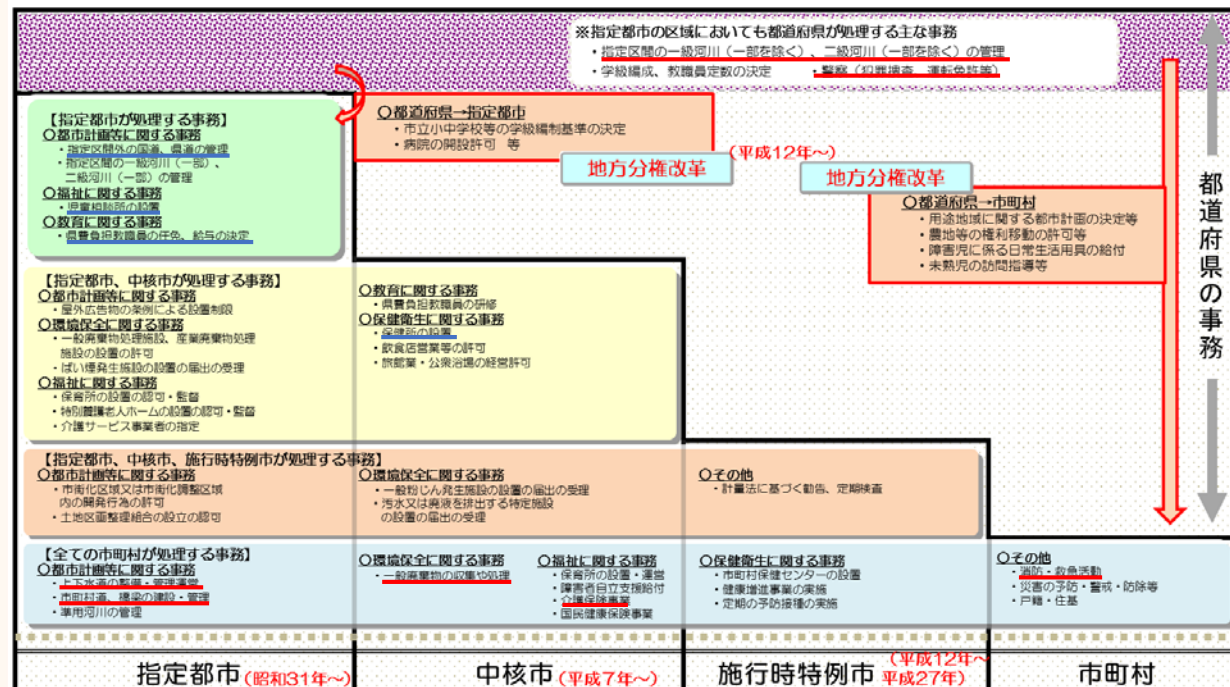
- 国と地方の歳出規模(純計)は、国:地方=4(42.0%):6(58.0%)。衛生費、学校教育費、司法警察消防費、民生費、国土開発費など、住民生活に身近な行政分野では7割~10割近くが地方の歳出となっている。
- 地方の事務のうち、都道府県は(指定区間の)一級河川・二級河川の管理や警察などを担い、市町村は市町村道の建設・管理、介護保険事業、一般廃棄物の収集処理、上下水道の整備・管理、消防などを担っている。
- 指定都市は、原則として都道府県の事務である保健所・児童相談所の設置や教職員の任免・給与の決定・負担、指定区間外の国道・県道の管理を自ら処理する。(中核市は、保健所の設置等を行う。)

国・地方を通じた純計歳出規模



(出典) 平成29年地方財政白書

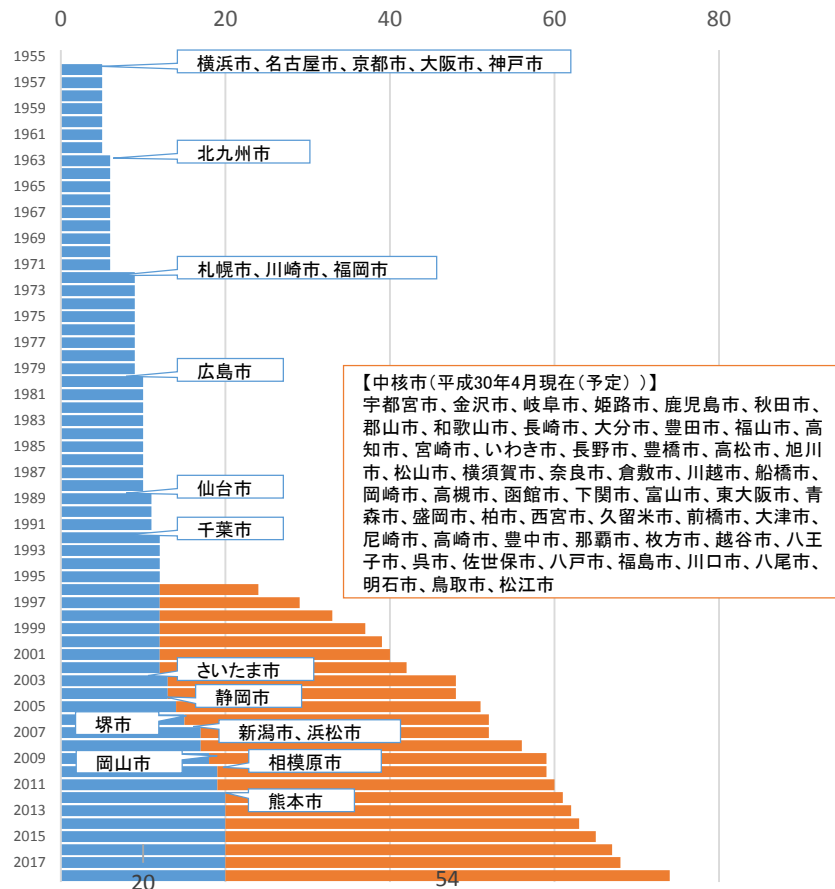
地方公共団体の主な役割分担と権限移譲の沿革



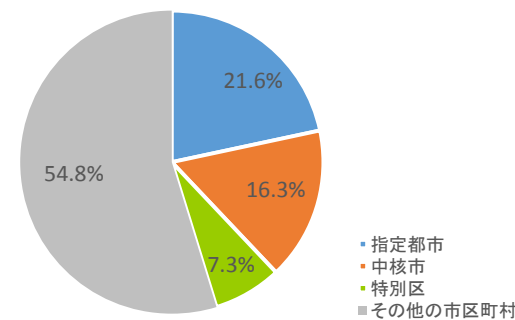
指定都市・中核市の増加

- 指定都市は事務配分、都道府県の関与、行政組織、財政の面で一般市とは異なる特例が定められている。昭和31年(1956年)に創設され(5市が指定)、現在(平成30年(2018年)2月)は20市。
- 中核市は、指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することが効率的な事務等以外の事務を処理することができる。平成7年(1995年)に創設され(12市が指定)、平成30年(2018年)4月には54市(予定)。
- 指定都市と中核市の人口(合計)は総人口の4割弱(特別区を含めば5割弱)を占める。(面積では1割弱を占める。)

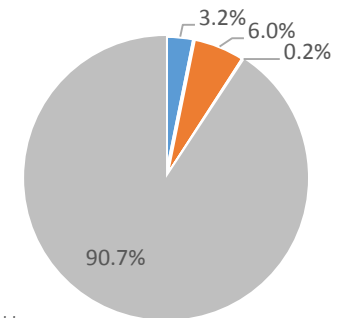
指定都市と中核市の推移



総人口に対する
指定都市・中核市・特別区の人口割合



総面積に対する
指定都市・中核市・特別区の面積割合



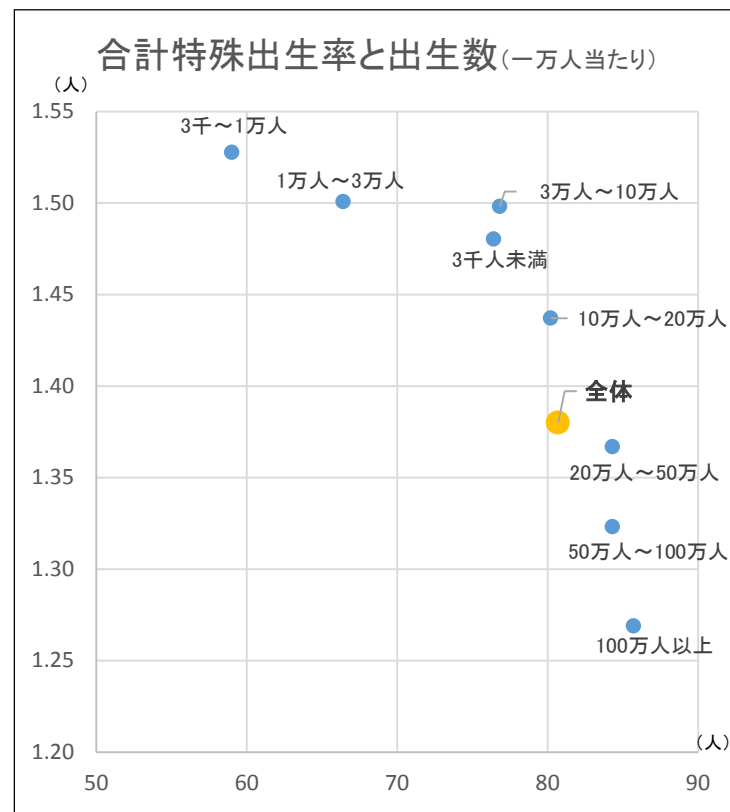
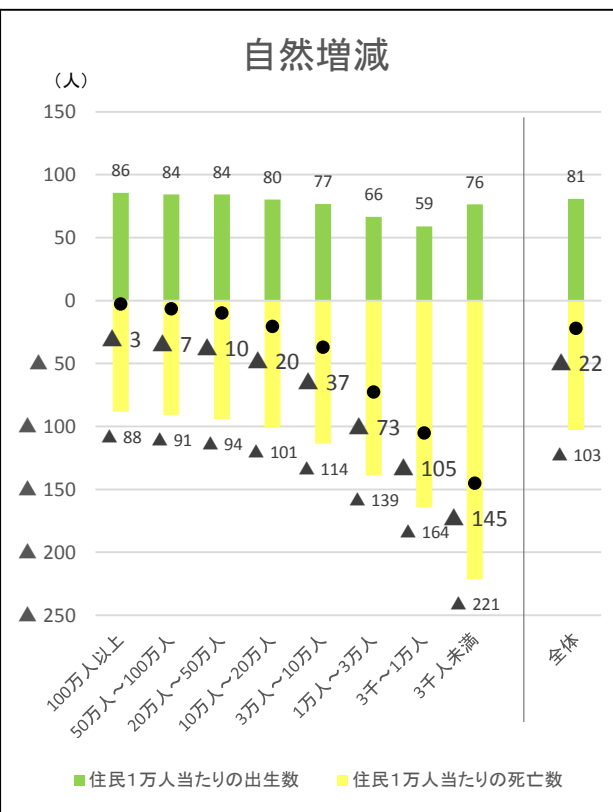
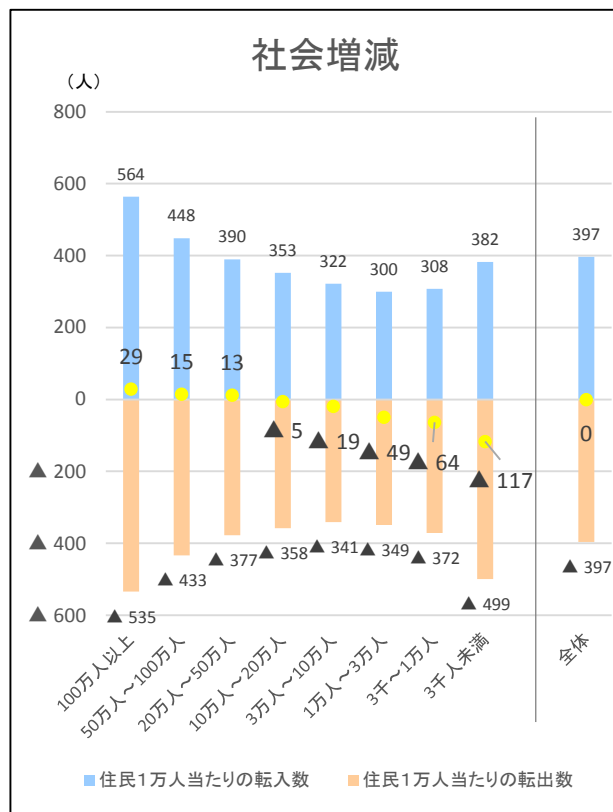
(出典) 平成27年国勢調査を基に作成

指定都市・中核市の要件の変遷

指定都市	中核市			
	人口	人口	面積	昼夜間人口比率
人口50万以上 (立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。)	平成7年 (1995年 制度創設時)	30万以上	100km ² 以上	100超 (人口50万未満の場合)
	平成11年改正 (1999年)	30万以上	100km ² 以上	
	平成14年改正 (2002年)	30万以上	100km ² 以上 (人口50万未満の場合)	
	平成18年改正 (2006年)	30万以上		
	平成26年改正 (2018年)	20万以上		3

人口段階別市町村の状況①

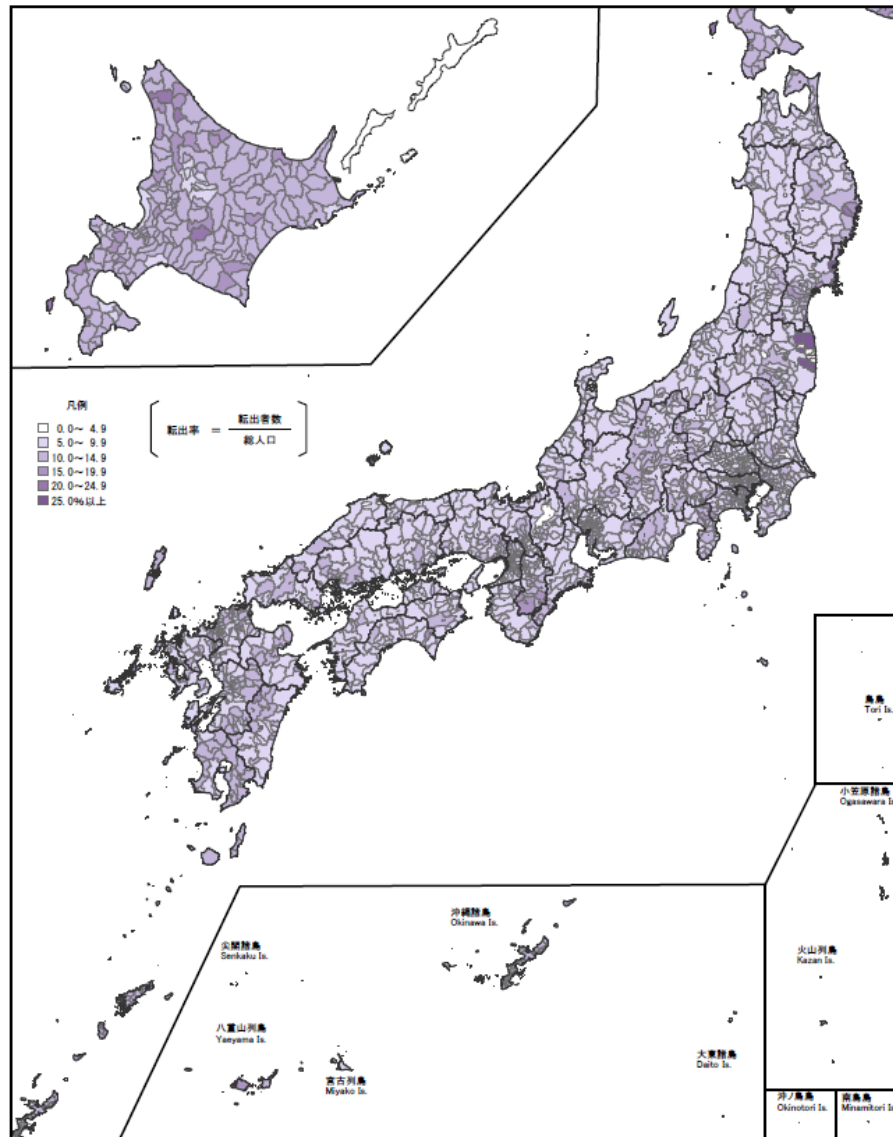
- 住民1万人当たりの社会増減数・自然増減数をみると、人口規模の大きい都市で転入超過、人口規模の小さい団体で転出超過となっている。また、人口規模の小さい団体ほど自然減の幅が大きくなっている。
- 人口規模の小さい団体では、合計特殊出生率が高い傾向があるが、若年層の女性が少ないことから住民1万人当たり出生数は少なくなっている。



(出典)平成27年度人口動態調査(厚生労働省)、住民基本台帳人口移動報告年報(総務省統計局)を基に作成
合計特殊出生率は人口動態保健所・市町村別統計(H20～24年の平均)を基に作成

市区町村別転出率・転入率

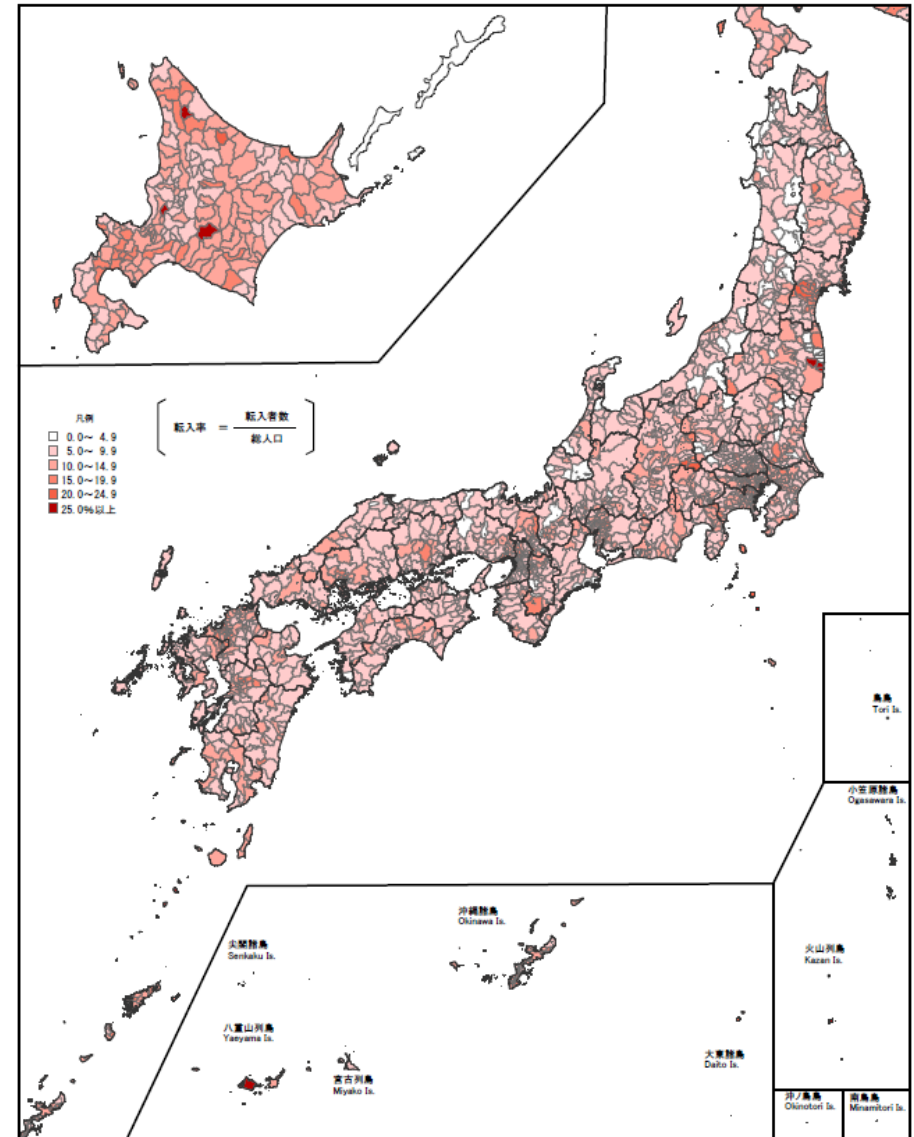
平成27年国勢調査
移動人口の男女・年齢等集計における市区町村別転出率



※富山町、大野町、双葉町、浪江町は平成27年国勢調査時人口が0人のため、転出率は0%
本統計地図は、平成27年国勢調査の結果及び国土交通省の「国土数値情報（行政区、国境）」を利用して作成しています。

総務省統計局（統計調査部地理情報室）
Geographic Information Office, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

平成27年国勢調査
移動人口の男女・年齢等集計における市区町村別転入率



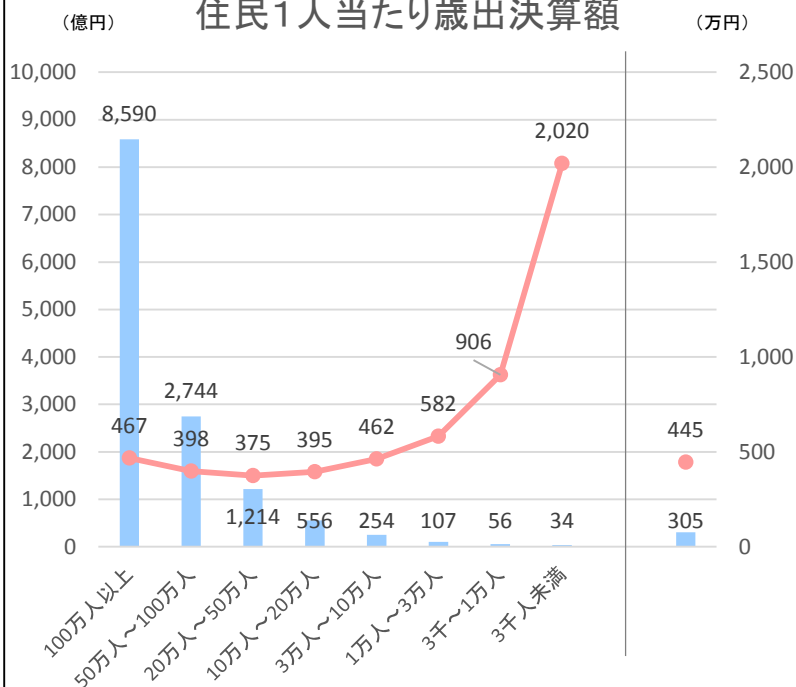
※富山町、大野町、双葉町、浪江町は平成27年国勢調査時人口が0人のため、転入率は0%
本統計地図は、平成27年国勢調査の結果及び国土交通省の「国土数値情報（行政区、国境）」を利用して作成しています。

総務省統計局（統計調査部地理情報室）
Geographic Information Office, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

人口段階別市町村の状況②

- 住民1人当たり歳出決算額は、人口20～50万規模の団体で最も少なくなり、人口規模が小さくなるほど多くなる。住民1万人当たり職員数は、人口50～100万規模の団体で最も少なくなり、人口が小さくなるほど多くなる。
- また、人口規模が大きい都市は、指定都市・中核市としての事務があることから、住民1人当たり歳出決算額、住民1万人当たり職員数とも多くなっている。

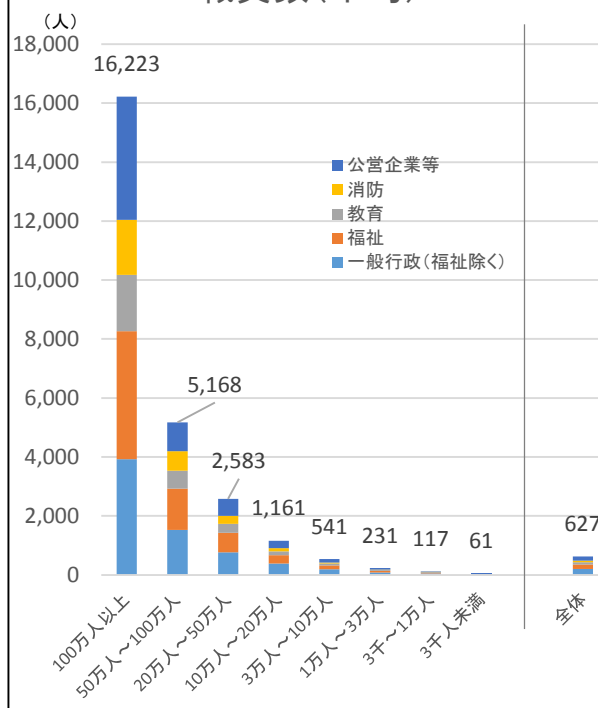
歳出決算額(平均)と
住民1人当たり歳出決算額



※ 住民1人当たり歳出決算額の比較には、特別区を含まない。

(出典) 平成27年度決算統計を基に作成

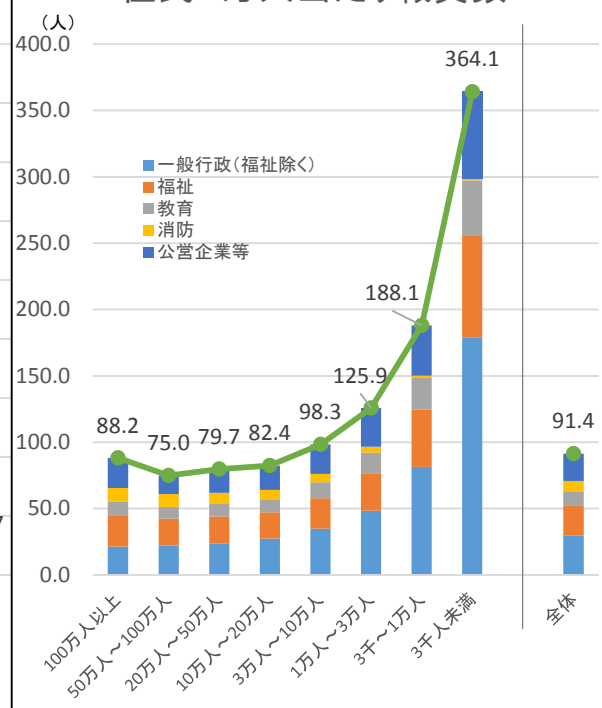
職員数(平均)



※ 特別区を含まない。

(出典) 平成27年度定員管理調査を基に作成

住民1万人当たり職員数



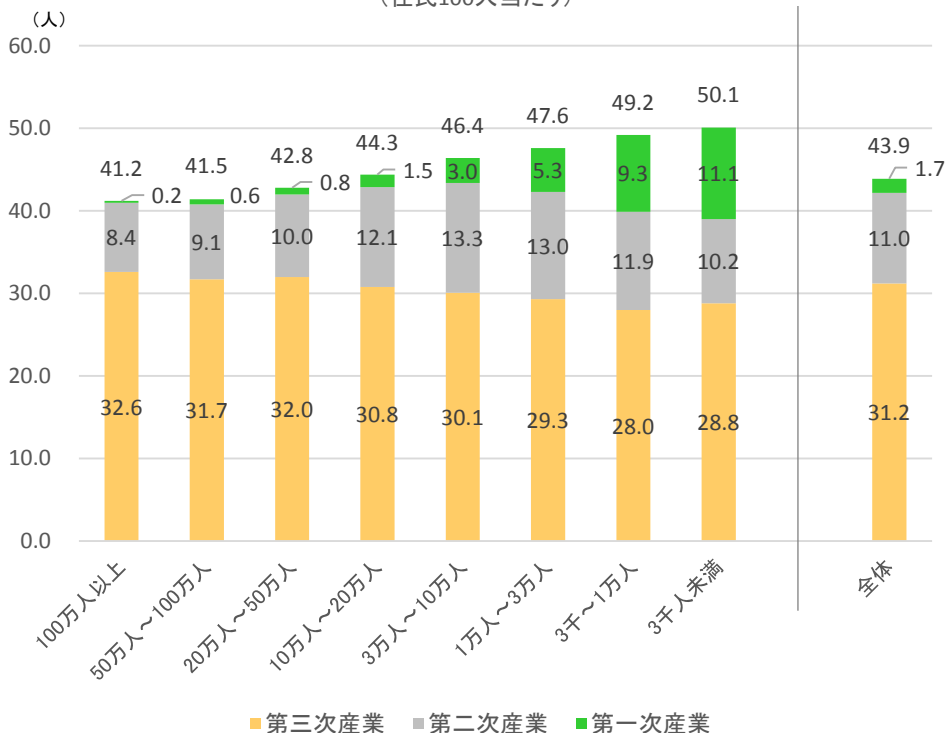
※ 特別区を含まない。

人口段階別市町村の状況③

- 人口規模が小さいほど、住民100人当たり就業者数は多い。また、人口規模が大きい団体では第三次産業が多く、人口規模が小さい団体では第一次産業が多い。第二次産業は人口3～10万の団体で多い。
- 住民1人当たり住民税額は人口規模が小さい団体ほど低くなるが、人口3千未満の団体ではやや高くなる。

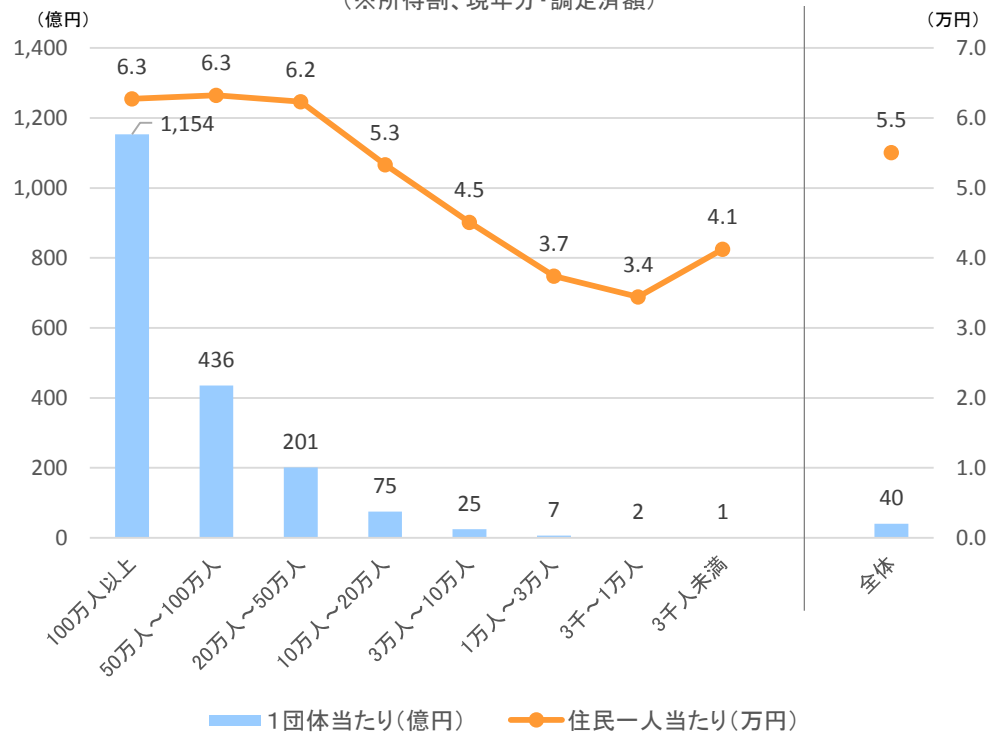
第一次産業～第三次産業従事者数

(住民100人当たり)



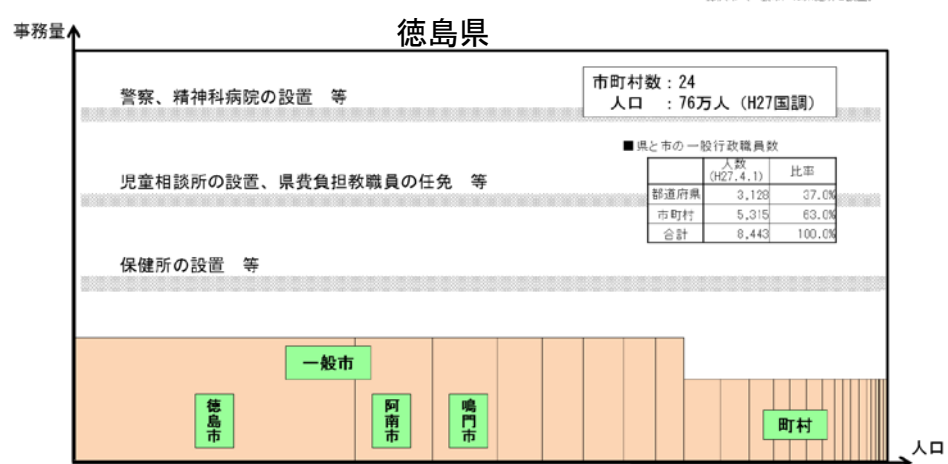
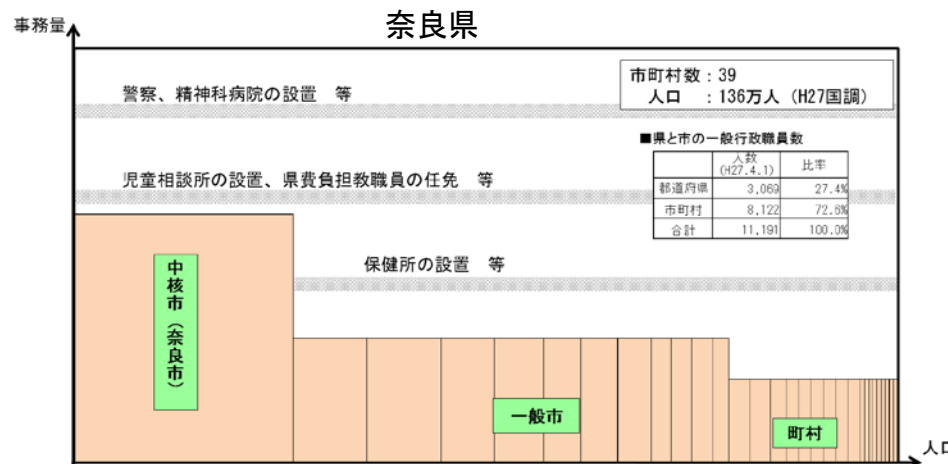
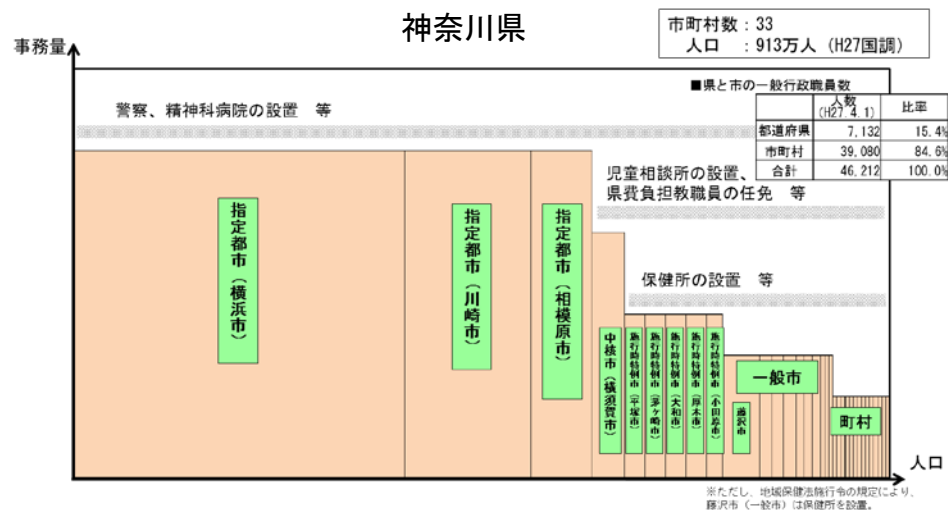
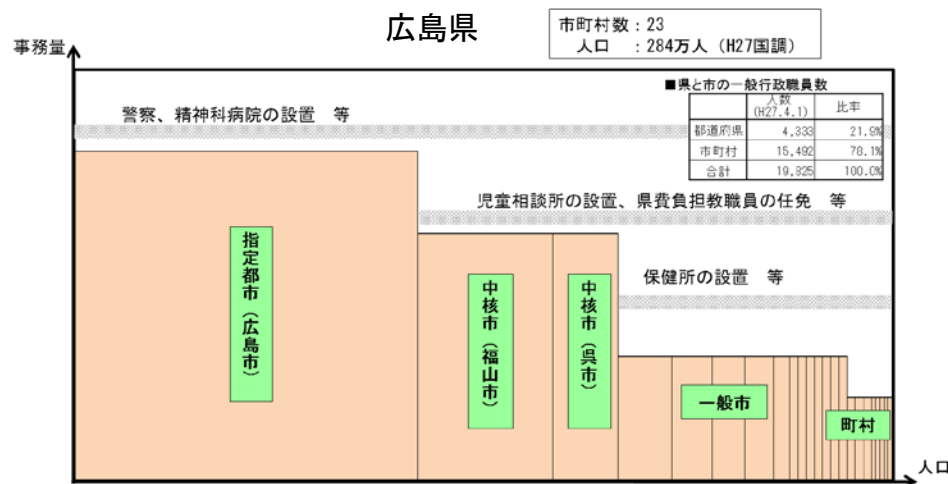
住民税額と住民一人当たり住民税額

(※所得割、現年分・調定済額)



都道府県によって異なる都道府県・市町村間の事務分担

- 「都道府県一市町村」関係には、大都市等の有無や平成の合併の状況に応じ、異なる方向性が見られる。
- 広島県は、指定都市等（指定都市1、中核市2）が存在するとともに、市町村合併が進展し、市町村が処理する事務の領域が大きい。県からの権限移譲も進め、福祉事務所（町は任意設置）は全ての町が設置。指定都市や中核市を核とした水平連携が進められている。
- 奈良県、徳島県においては、小規模な市町村が多く残っており、都道府県が処理する事務の領域が大きい。小規模な市町村が多い都道府県では、市町村と一体となって行政サービスを提供する取組が進められている。



新たな広域連携について

- 人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。
- そのため、平成26年度に地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を推進

【具体的な事例】

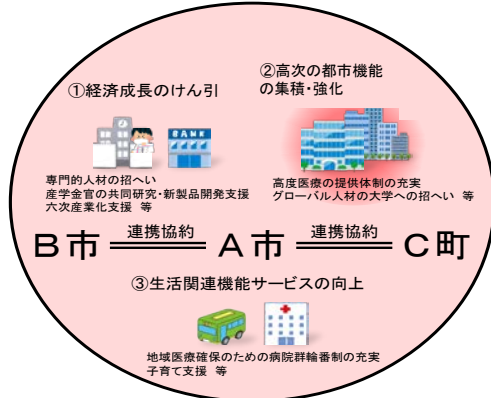
地方圏

<連携中枢都市圏>

連携中枢都市(※)とその近隣市町村の連携

- (1)経済成長のけん引、(2)高次都市機能の集積・強化、
(3)生活関連機能サービスの向上をねらい

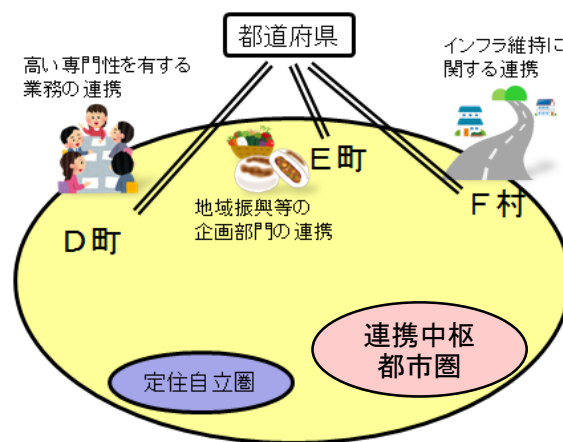
※①指定都市、中核市(人口20万以上)
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上



※これ以外の地域では「定住自立圏」(①人口5万人程度以上で②昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進

<都道府県による補完>

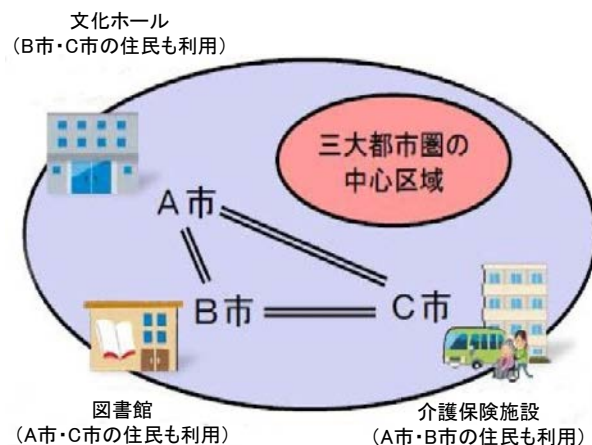
条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢



三大都市圏

<双務的な役割分担>

同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進



「定住自立圏構想」の推進

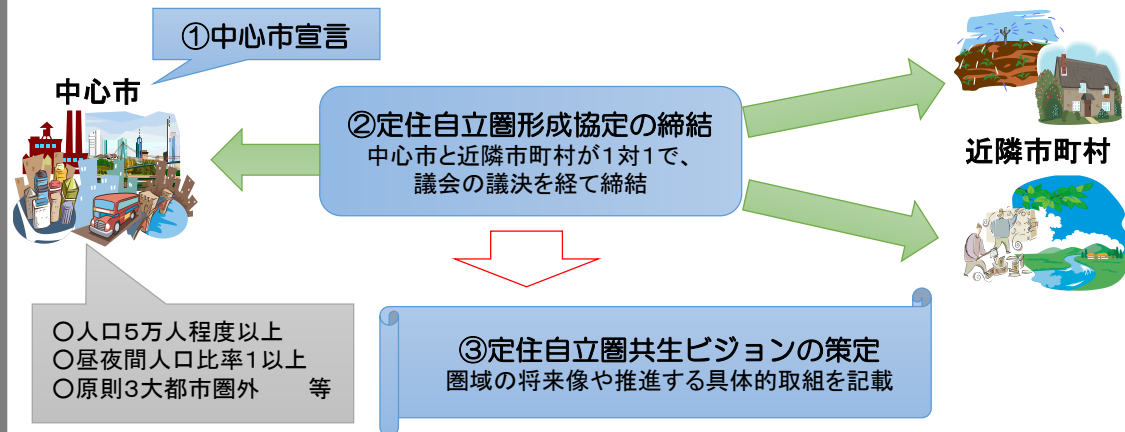
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

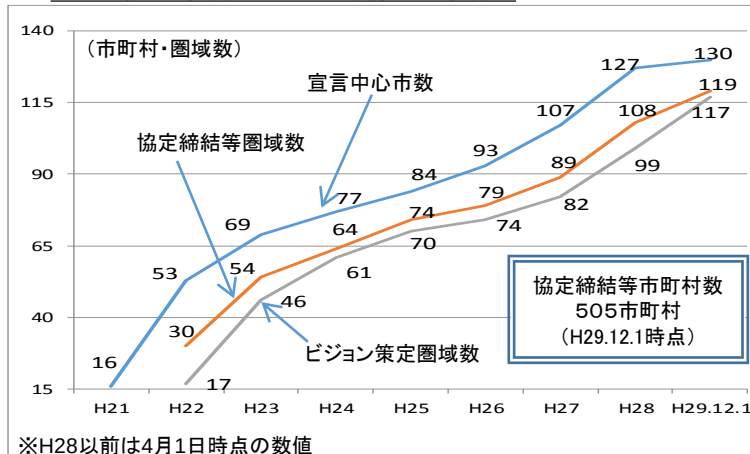
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H29.12.1現在 119圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況(平成29年12月1日現在)

(中心市宣言済み市／
中心市要件を満たす市*)

130市
／200市

*以下の市を除く。
○指定都市・中核市
○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市
○多自然拠点都市の要件のみを満たす市

★宮古島市

<中心市宣言済み市…130市>

- ★…定住自立圏共生ビジョン策定済みの圏域数(125市・117圏域)
 - ◆…定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終えた市(2市・2圏域)
 - …中心市宣言のみ実施済みの市(3市)
- 括弧書きは連携中枢都市へ移行
※は多自然居住拠点都市

定住自立圏形成済み(★、◆)…119圏域(505市町村)

- うち 県境型圏域：12圏域
(十和田市・三沢市、大田原市、上田市、鳥取市、松江市・米子市、備前市、大牟田市、中津市、都城市、北杜市、小山市、伊賀市を中心市とする圏域)
複眼型中心市圏域：8圏域
(名寄市・士別市、十和田市・三沢市、中野市・飯山市、松江市・米子市、四万十市・宿毛市、滝川市・砂川市、北上市・奥州市、加東市・加西市を中心市とする圏域)
合併1市圏域：32圏域
(大館市、由利本荘市、横手市、伊勢崎市、佐野市、旭市、糸魚川市、湖西市、西尾市、長浜市、出雲市、浜田市、山口市、下関市、長門市、今治市、八女市、唐津市、五島市、山鹿市、天草市、薩摩川内市、宮古島市、栃木市、日田市、東近江市、菊池市、庄原市、大仙市、南さつま市、指宿市、日光市)

「連携中枢都市圏」の推進

- 人口減少社会に、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするには、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市（指定都市・中核市）やその圏域を戦略的に形成することが必要。（第30次地方制度調査会答申）
- 総務省では、H26年から地方中枢拠点都市圏構想を推進。H27年、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、国土交通省「高次地方都市連合」の都市圏域概念を合わせ、「連携中枢都市圏」に改称。

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実
地域公共交通ネットワークの形成

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **連携協約の導入（平成26年地方自治法改正）**
・連携中枢都市と近隣の市町村が連携協約を締結
- **地方交付税措置を講じて全国展開**
・連携中枢都市への財政措置（普通交付税：圏域人口75万で約2億円、特別交付税：年間約1.2億円）

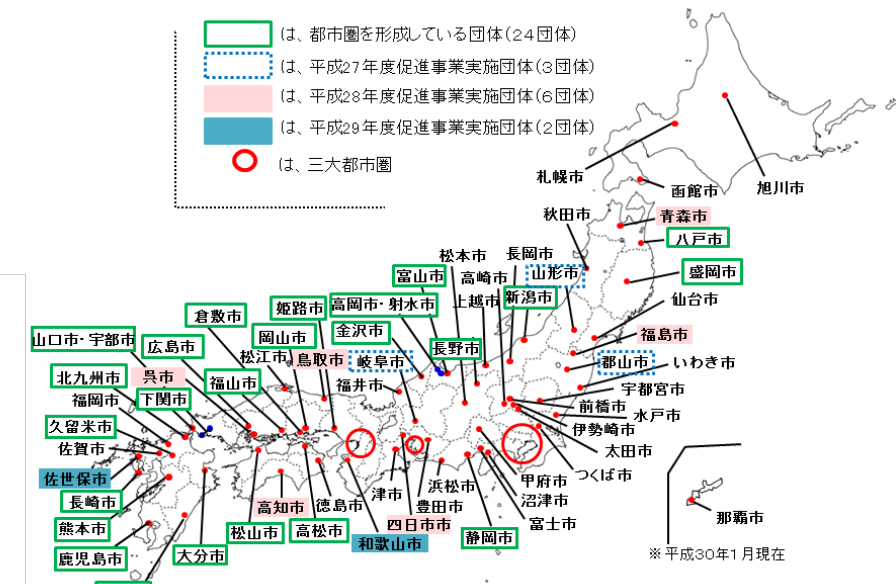
取組事例：備後圏域（福山市）

【主な取組①】備後圏域の産業支援機関の設立

備後圏域の産業支援機関「福山ビジネスサポートセンターFukuBiz」を設立。圏域の中小企業の売上向上・創業支援に重点をおいた経営相談を実施

【実績】

- H28年12月の開設以来、H29年11月までの相談件数は延べ1,760件 満足度99.4%
- 相談事業者の6割が売上向上



※圏域数：24圏域（連携中枢都市の候補：61都市）

※連携中枢都市圏に改称後、複眼型を導入（高岡市・射水市、山口市・宇部市）

【主な取組②】こども発達支援センターの共同設立

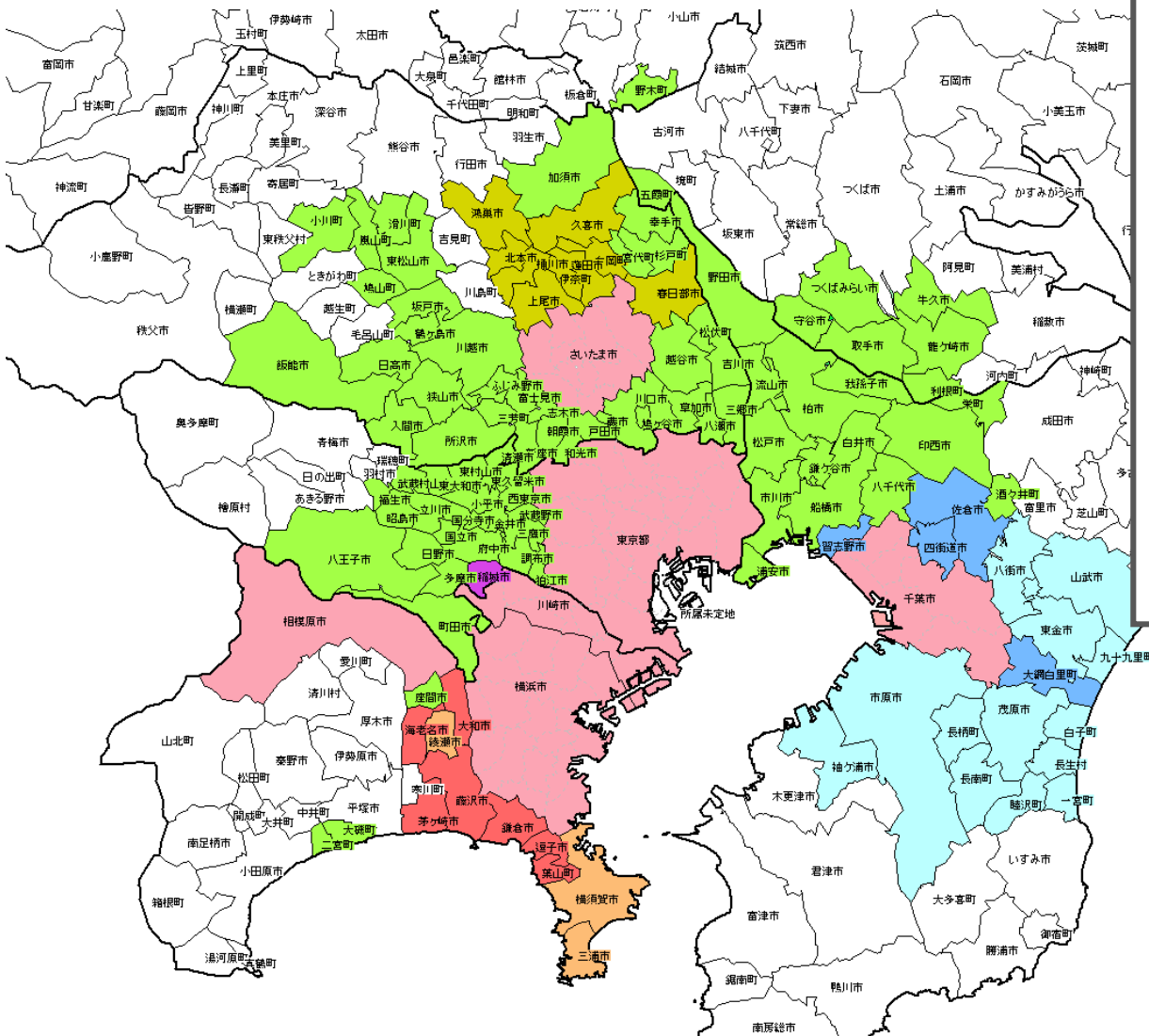
備後圏域における発達支援の拠点として**6市2町が共同で運営**する「こども発達支援センター」を設置

【実績】

○ 利用件数 平成26年度：3,727件 → 平成27年度：4,338件

第30次地方制度調査会第6回専門小委員会(平成24年2月2日) 資料

図 東京23区・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏



【第30次地方制度調査会 答申(抜粋)】

3 三大都市圏域の調整

三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域(例えば通勤・通学10%圏)の広がり、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えているが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。

例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。

その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。

仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

凡例：以下の地域への通勤・通学10%圏を示している。

- 東京23区
- 千葉市
- 横浜市
- 千葉市及び東京23区
- 横浜市及び東京23区
- さいたま市及び東京23区
- 川崎市及び東京23区

(※相模原市はなし)

(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

九都県市首脳会議

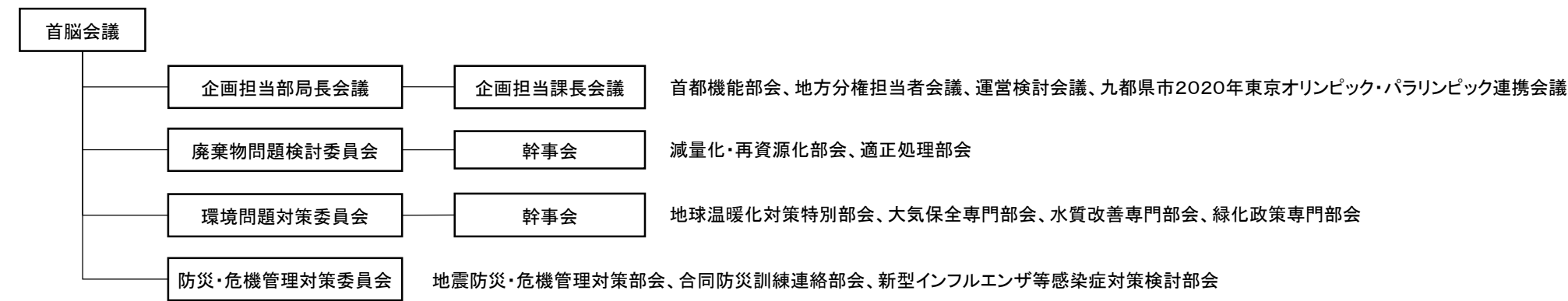
1. 構成員

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長

2. 沿革

昭和54年7月26日六都県市首脳会議として設立
平成4年に千葉市長、平成15年にさいたま市長、平成22年に相模原市長が加入

3. 組織図



4. 九都県市首脳会議における合意事項の分析

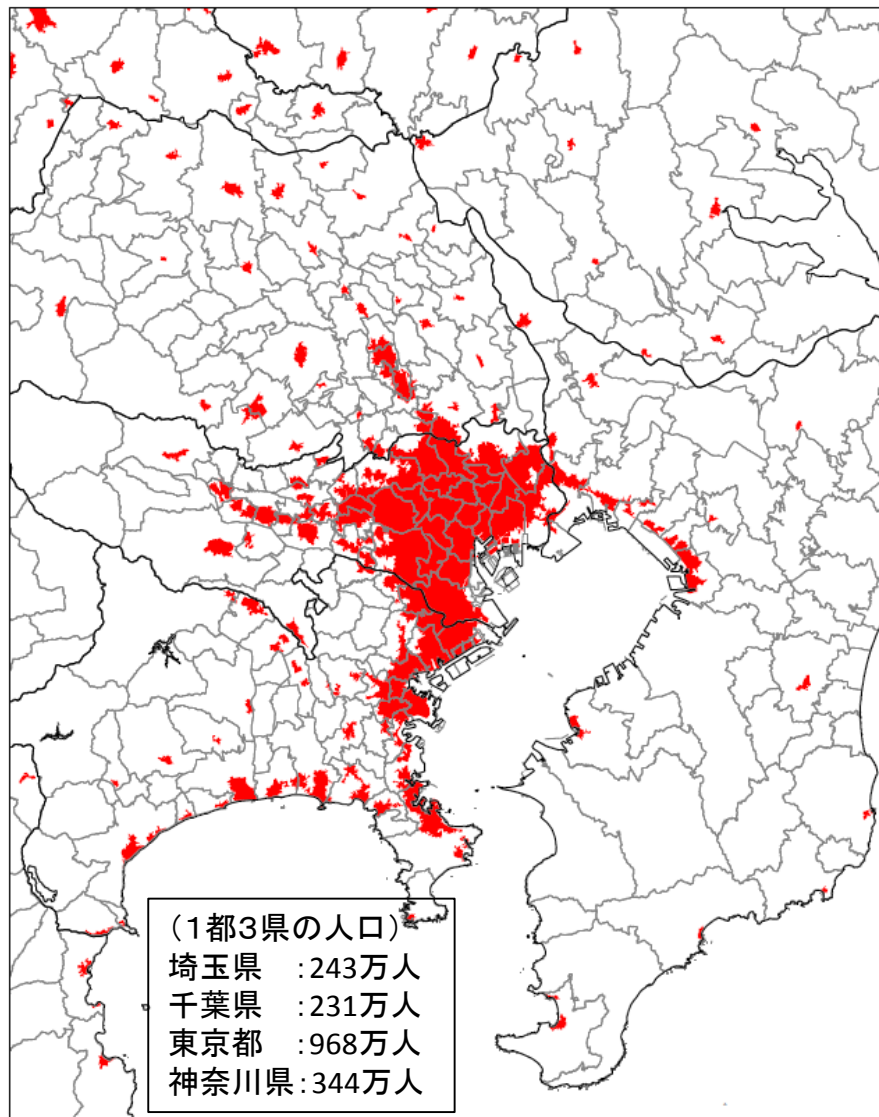
○ 約3割は「国への要望等」、約4割は「検討」、約2割は「共同」実施

分類	件数	割合
1: 国への要望等	45	27%
2: 共同訓練・研修	6	4%
3: 共同調査・研究	3	2%
4: 共同啓発	30	18%
5: 検討	65	39%
6: その他	17	10%
合計	166	100%

※ 平成27年度～平成29年度(第67回(平成27年5月18日)～第72回(平成29年11月13日))に合意等された事項166件を、上述の1～6に分類

東京圏におけるDID(人口集中地区)の変化(S35(1960年)→H27(2015年))

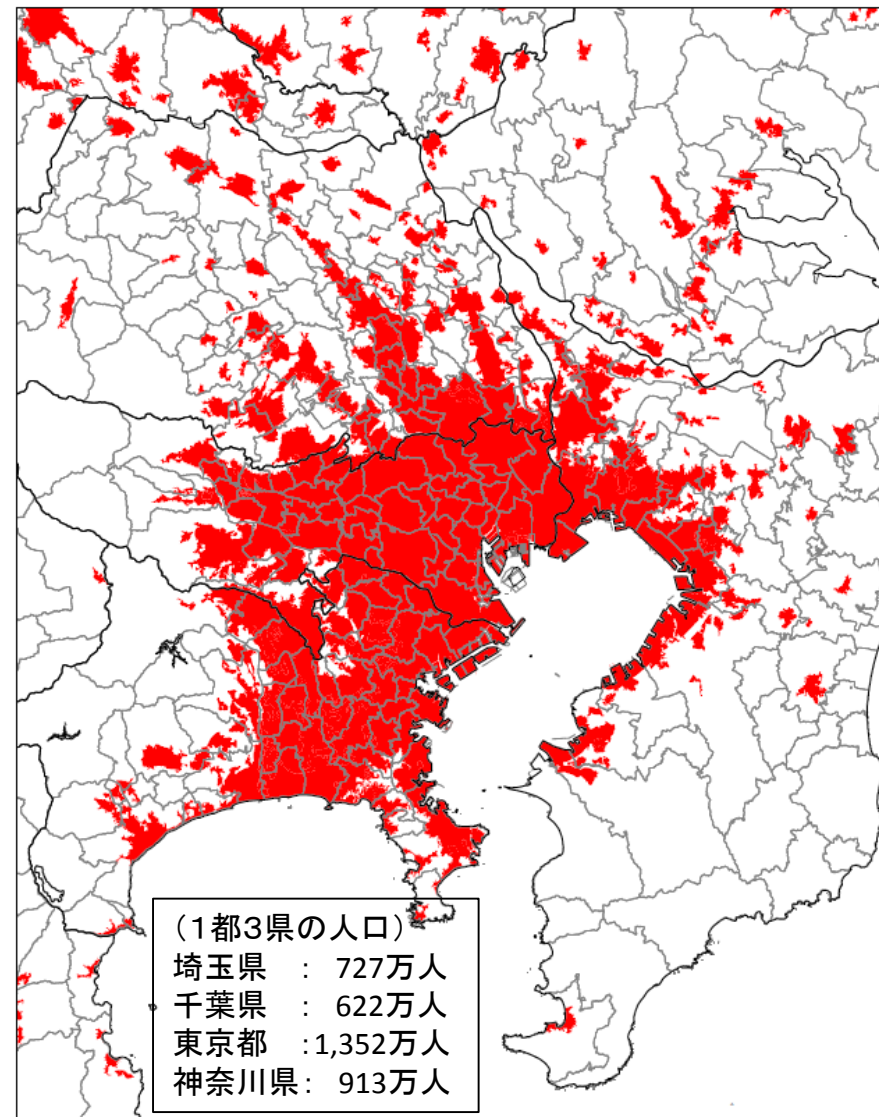
昭和35年国勢調査
人口集中地区 関東周辺
DENSELY INHABITED DISTRICTS OF JAPAN
COMPILED FROM THE RESULTS OF THE 1960 POPULATION CENSUS



赤：人口集中地区
※都道府県・市区町村境界は平成27年時点のもの

総務省統計局 (統計調査部地理情報室)
Geographic Information Office, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

平成27年国勢調査
人口集中地区 関東周辺
DENSELY INHABITED DISTRICTS OF JAPAN
COMPILED FROM THE RESULTS OF THE 2015 POPULATION CENSUS



赤：人口集中地区

総務省統計局 (統計調査部地理情報室)
Geographic Information Office, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

三大都市圏、連携中枢都市圏、定住自立圏の人口・面積

- 三大都市圏の人口は総人口の44%。連携中枢都市圏と定住自立圏の対象となる圏域は50%を占める(未形成の地域を含んでおり、形成済みでは24%)。
- 三大都市圏の面積は総面積の5%。連携中枢都市圏と定住自立圏の対象となる圏域は72%を占める(未形成の地域を含んでおり、形成済みでは45%)。

総人口に占める割合

連携中枢都市圏

対象となる
地域全体
4,450万人
(35.0%)

形成済み
1,915万人
(15.1%)

未形成*1
2,534万人
(19.9%)

連携中枢都市圏の対象になる地域(未形成)

定住自立圏

対象となる
地域全体
1,867万人
(14.7%)

形成済み
1,168万人
(9.2%)

未形成*1
699万人
(5.5%)

定住自立圏の対象になる地域(未形成)

*1「未形成」は連携中枢都市となりえる都市及び定住自立圏中心市への通勤・通学10%圏

三大都市圏*2

5,645万人
(44.4%)

*2 ここでの「三大都市圏」は、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、大阪市、京都市、神戸市、堺市、名古屋市への通勤・通学10%圏をいう。

その他の地域

748万人
(5.9%)

総面積に占める割合

連携中枢都市圏

対象となる
地域全体
108,274km²
(29.0%)

形成済み
49,984km²
(13.4%)

未形成*1
58,290km²
(15.6%)

連携中枢都市圏の対象になる地域(未形成)

定住自立圏

対象となる
地域全体
158,848km²
(42.6%)

形成済み
119,121km²
(31.9%)

未形成*1
39,727km²
(10.7%)

定住自立圏の対象になる地域(未形成)

三大都市圏*2

17,204km²
(4.6%)

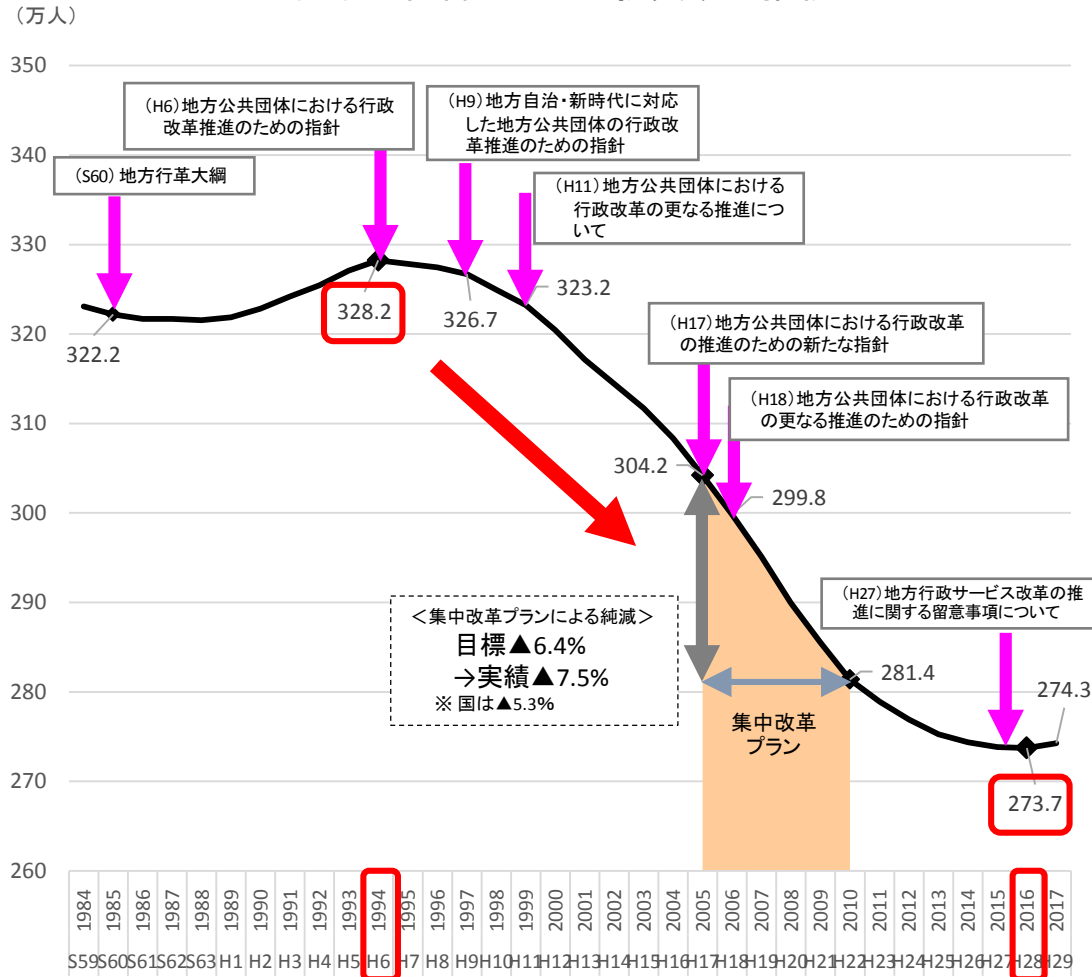
その他の地域

88,632km²
(23.8%)

これまでの地方行政改革と地方公務員数の推移

- 地方公務員数は平成6年(1994年)の328.2万人をピークに減少し、平成28年(2016年)には273.7万人になった。
- 度重なる要請を受け、自治体は継続的に定員適正化等の地方行革に取り組んできた。平成17年度から取り組んだ「集中改革プラン」では大幅な定員削減(純減)を実施。その後も自主的に行革に取り組んでいる。

地方行革の経緯と地方公務員数の推移



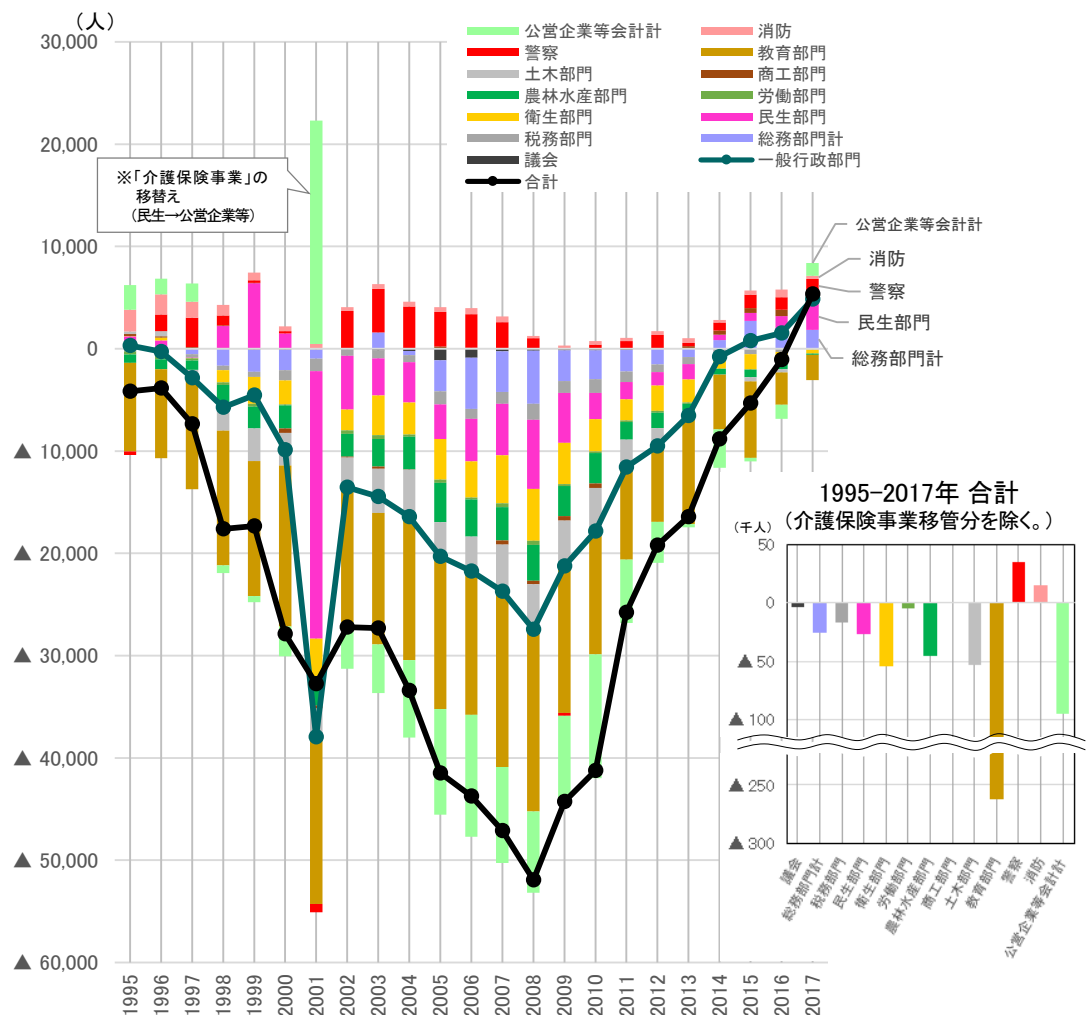
地方行革に関する取組

昭和60年 (1985年)	「地方行革大綱」策定 「給与及び定員管理の適正化、事務事業の見直し、組織、機構の簡素合理化、施設等の多角的有効利用による減量化、効率化」を要請。
平成6年 (1994年)	「地方公共団体における行政改革推進のための指針」策定
平成9年 (1997年)	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」策定
平成11年 (1999年)	「地方公共団体における行政改革の更なる推進について」通知
平成17年 (2005年)	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」策定 - 平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を公表することを要請。 - 過去5年間を超える総定員の純減(△4.6%)を要請。 【以下の項目を中心に作成、公表】 ①事務・事業の再編・整理、廃止・統合、②民間委託等の推進、 ③定員管理の適正化、④給与の適正化、⑤市町村への権限移譲、 ⑥出先機関の見直し、⑦第三セクターの見直し、⑧経費節減等の財政効果
平成18年 (2006年)	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」策定
平成27年 (2015年)	「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」通知

行政の経営資源の変化(地方公務員の減少)

- 地方公務員数は、ピーク時(1994年)以降、教育部門での減少が大きいほか、土木部門、農林水産部門、衛生部門で減少。民生部門は一旦減少したが、近年増加。警察、消防は継続的に増加。
- 2040年の人口を基に試算した都道府県、市区町村の職員数(参考値)の減少率を踏まえると、現在よりも更に少ない職員数での行政運営が必要となる可能性がある。

部門別地方公務員数の増減(都道府県・市区町村 合計)



自治体の職員数の将来の粗い試算

- 「定員回帰指標」(地方公共団体定員管理研究会(総務省))により、2040年の職員数(参考値)を試算すると、人口減少に伴い、2013年から概ね10~20%程度減少。
- 高齢化に伴う人的サービスの増加を想定すると、より少ない職員での行政サービスの提供が重要に。

表 定員回帰指標による定員数の粗い試算(規模別平均) (人)

一般行政部門	2013年 職員数 (a)	減少率 (試算)※ (%) (b)	2040年 職員数 (試算) (c)=(a)×(b)	差分 (人) (d)=(c)-(a)	【参考】 人口減少率 (%)
都道府県	5,631	▲ 5.4	5,328	▲ 303	▲ 16.4
指定都市	4,600	▲ 9.1	4,181	▲ 419	▲ 9.2
中核市・施行時特例市	1,205	▲ 13.9	1,038	▲ 168	▲ 15.0
一般市 (人口10万人以上)	616	▲ 13.4	534	▲ 82	▲ 16.7
一般市 (人口10万人未満)	286	▲ 17.0	237	▲ 48	▲ 23.5
特別区	1,423	▲ 4.5	1,359	▲ 64	▲ 6.4
町村 (人口1万人以上)	122	▲ 13.8	105	▲ 17	▲ 23.3
町村 (人口1万人未満)	62	▲ 24.2	47	▲ 15	▲ 37.0

※「定員回帰指標」は、人口と面積のみを説明変数として、実職員数との多重回帰分析により職員数を参考指標として表すもの。
今回の試算は、各団体の2013年人口(住基人口)と2040年の人口(推計値)を用いて、それぞれの職員数(参考数値)から想定減少率(表中(b))を算出したもの。人口規模別に平均を掲載。
※ 定員回帰指標は、都道府県は平成22年度、指定都市、中核市、施行時特例市は平成23年度、その他の市区町村は平成24年度に作成。

部門別職員数の順位(H28)とH6年からの増減

都道府県

	職員数	割合	H28-H6	増減率
小学校	387,086	25.8%	-49,533	-11%
警 察	286,971	19.1%	32,977	13%
中学校	221,945	14.8%	-37,473	-14%
高等学校	175,040	11.7%	-63,342	-27%
病 院	55,354	3.7%	-14,052	-20%
特別支援学校（小・中学部）	43,893	2.9%	5,445	14%
特別支援学校（高等部）	31,932	2.1%	12,195	62%
農業一般	28,689	1.9%	-13,286	-32%
土木一般	28,660	1.9%	-11,109	-28%
消 防	18,840	1.3%	515	3%
総務一般	17,471	1.2%	-2,034	-10%
税 務	15,941	1.1%	-6,331	-28%
教育一般	13,256	0.9%	-333	-2%
保健所	12,501	0.8%	-7,917	-39%
衛生一般	8,781	0.6%	261	3%
林業一般	7,943	0.5%	-3,526	-31%
試験研究養成機関	7,375	0.5%	-4,199	-36%
その他の社会福祉施設	7,329	0.5%	-7,228	-50%
民生一般	6,963	0.5%	639	10%
水 道	6,883	0.5%	-4,109	-37%
交 通	6,720	0.4%	73	1%
建 築	6,160	0.4%	-2,030	-25%
企画開発	6,019	0.4%	-320	-5%
商工一般	5,837	0.4%	-559	-9%
児童相談所等	5,343	0.4%	1,849	53%
その他	4,683	0.3%	-4,912	-51%
住民関連一般	4,452	0.3%	-158	-3%
用地買収	4,231	0.3%	-2,523	-37%
下水道事業	3,835	0.3%	-5,424	-59%
福祉事務所	3,663	0.2%	-2,852	-44%

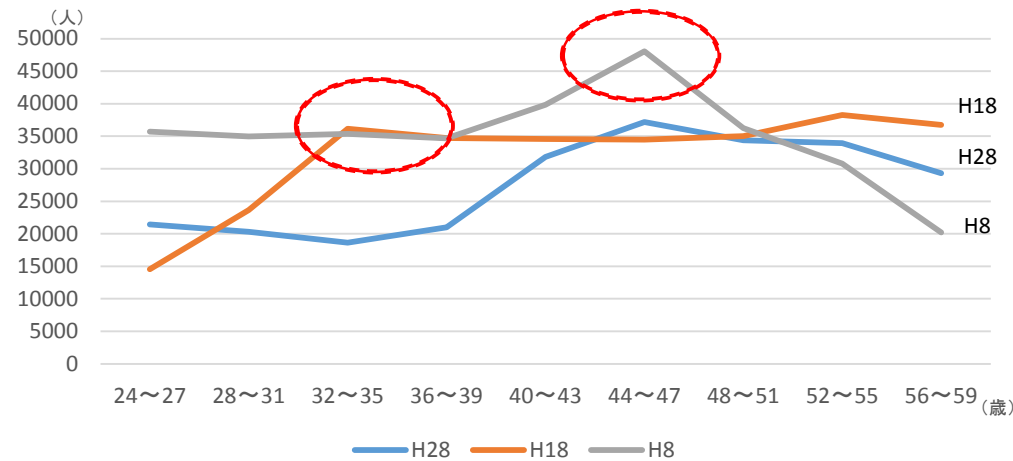
市町村

小 部 門	H28	割合	H28-H6	増減率
病 院	146,831	11.9%	-301	0%
消 防	141,487	11.4%	14,277	11%
保育所	95,996	7.8%	-37,650	-28%
総務一般	67,366	5.4%	-7,172	-10%
福祉事務所	51,482	4.2%	22,617	78%
税 務	49,937	4.0%	-11,046	-18%
土木一般	39,788	3.2%	-14,986	-27%
水 道	36,990	3.0%	-22,930	-38%
民生一般	32,889	2.7%	5,327	19%
教育一般	29,019	2.3%	-2,043	-7%
戸籍等窓口	28,695	2.3%	-7,663	-21%
農業一般	25,563	2.1%	-18,972	-43%
介護保険事業	25,092	2.0%	25,092	皆増
下水道事業	23,129	1.9%	-14,817	-39%
ごみ収集	20,966	1.7%	-15,751	-43%
小学校	20,303	1.6%	-43,803	-68%
建 築	19,917	1.6%	-1,321	-6%
交 通	18,940	1.5%	-16,288	-46%
住民関連一般	18,627	1.5%	5,783	45%
国保事業	18,051	1.5%	-2,211	-11%
衛生一般	17,467	1.4%	-6,576	-27%
都市計画一般	17,350	1.4%	-8,494	-33%
企画開発	17,118	1.4%	-5,483	-24%
幼稚園	15,972	1.3%	-8,353	-34%
市町村保健センター等施設	15,737	1.3%	6,595	72%
その他の社会教育施設	12,626	1.0%	-8,102	-39%
保健所	12,335	1.0%	344	3%
その他の社会福祉施設	12,068	1.0%	-10,861	-47%
清掃一般	11,569	0.9%	-199	-2%
高等学校	11,066	0.9%	-3,583	-24%

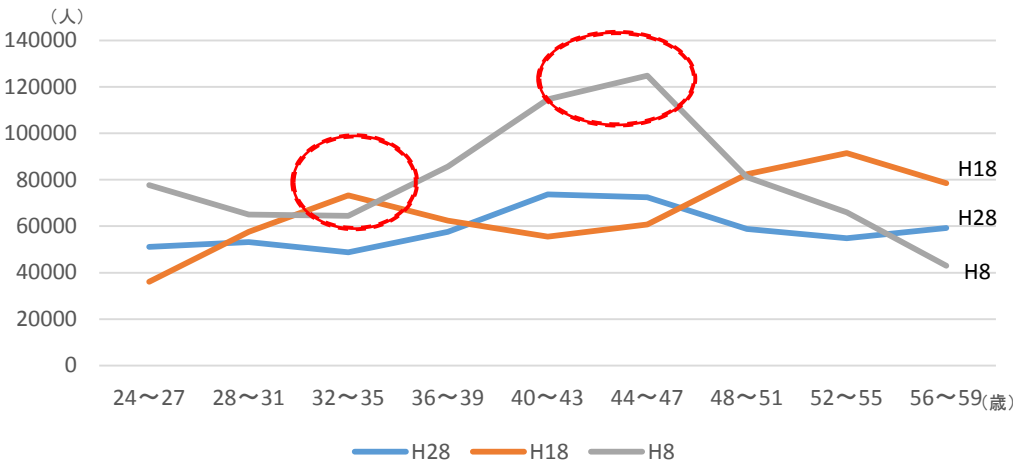
地方公務員(一般行政職)の年齢構成

- 平成8年(1996年)、平成18年(2006年)の年齢構成を見ると、団塊の世代は大きな山となっているが、団塊ジュニア世代は山になっていない。
- 都道府県、市町村とも団塊の世代が引退。近年の採用数減少により、団塊ジュニア世代が相対的な山になっている。この世代が退職する際、どのような新規採用が必要となるのか。

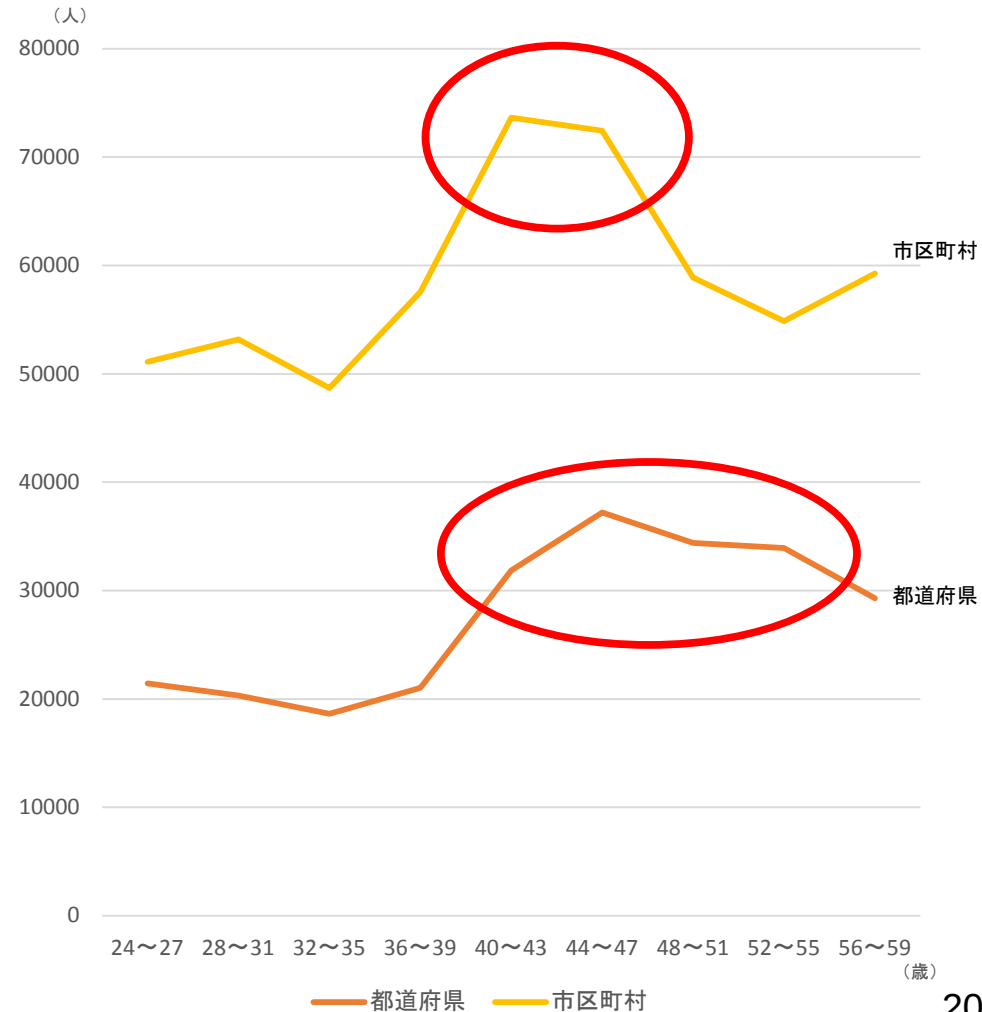
都道府県



市区町村



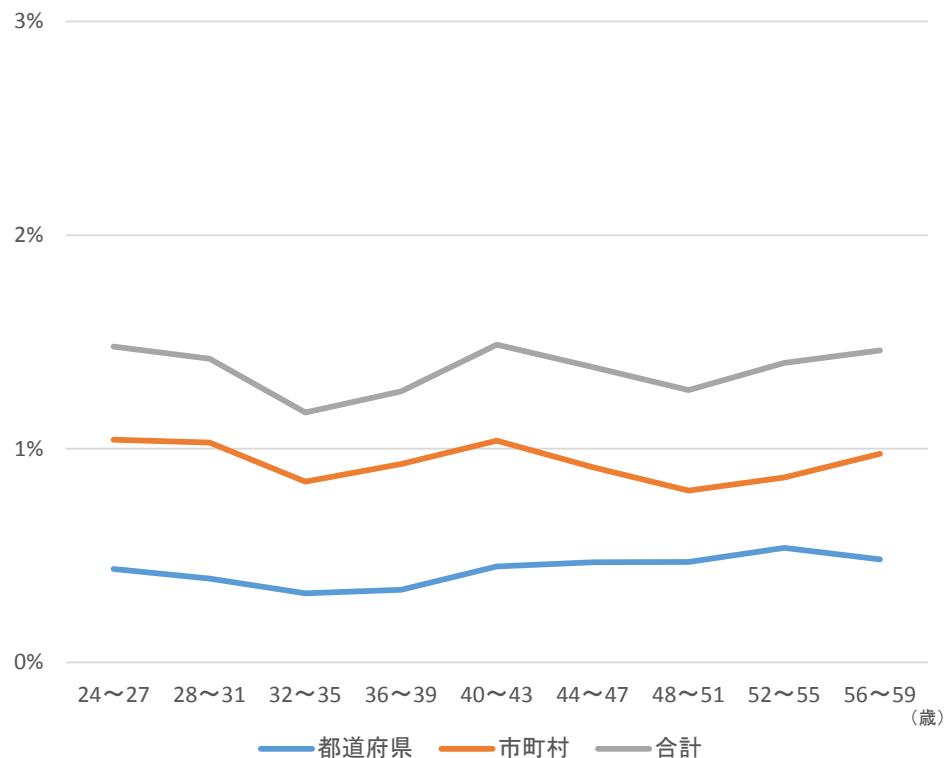
H28年(2016年)の年齢別地方公務員数



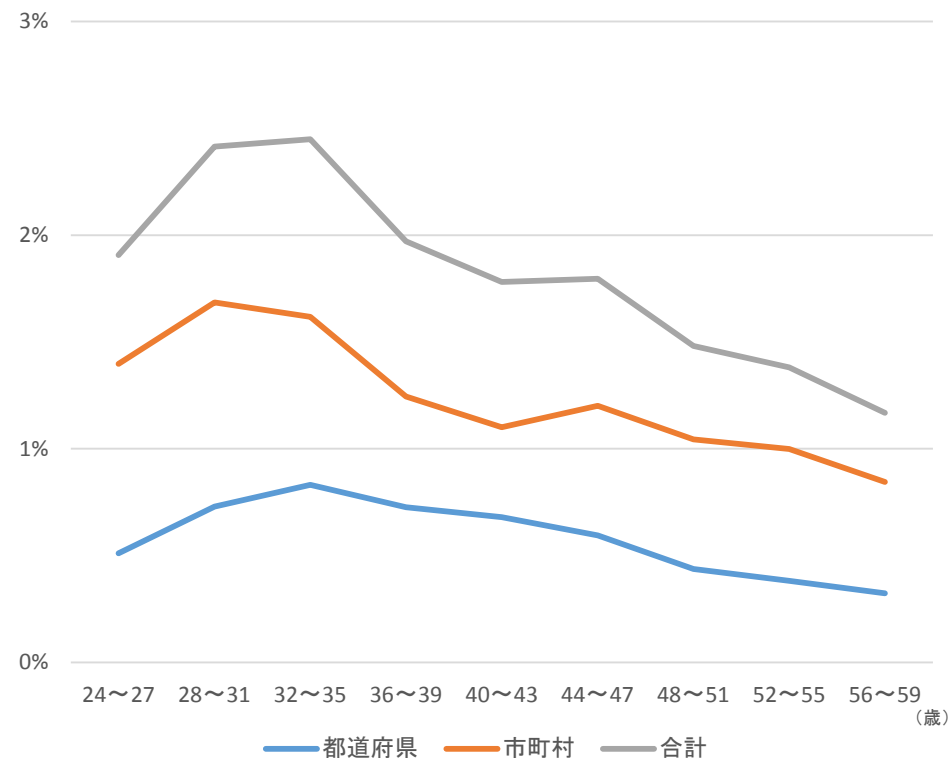
人口に占める地方公務員(一般行政職)の割合

- 各年代の人口に占める一般行政職員の割合は、現在1.2%～1.5%。
- 今後、人口が減少する中、職員数を維持しようとした場合(今後退職者と同数を新規採用で補充するものと仮定)、その割合はピーク時(団塊ジュニア世代の退職時)で2.4%に達する。
- 仮に採用を2割抑制したとしても、現在の水準よりも高い(ピーク時には2%前後)。

各年代の人口に占める一般行政職員の割合
(2016)



各年代の人口に占める一般行政職員の割合
(2040)



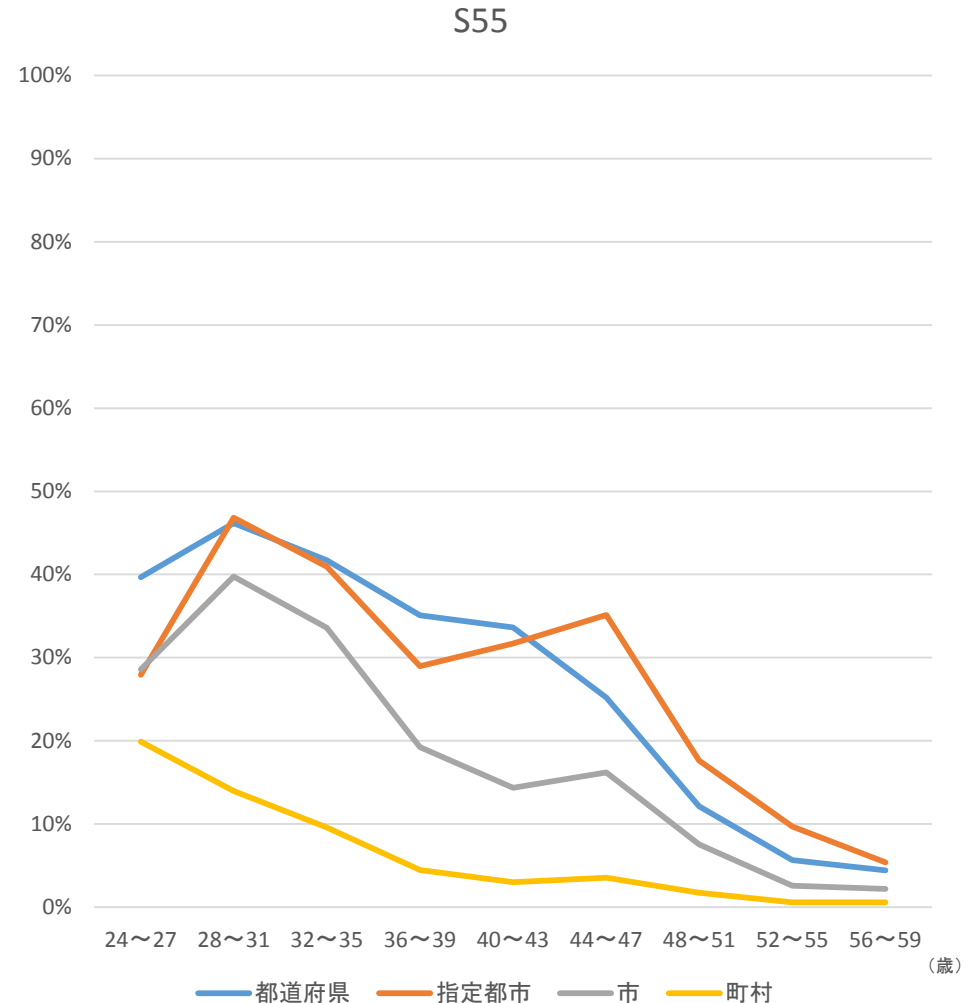
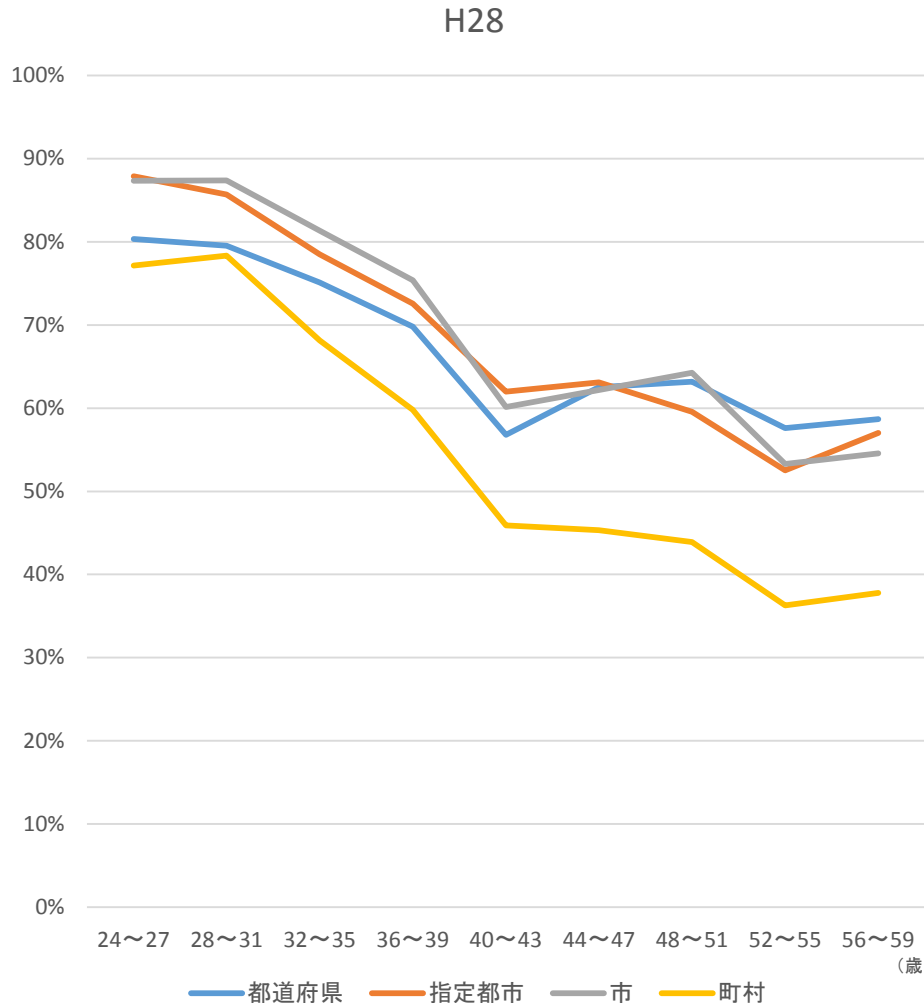
※各年代の人口に占める一般行政職員の割合＝各年代の職員数÷各年代の人口×100

※中途退職者が発生せず、退職者と同数を24歳で新規採用するものと仮定。60歳で退職するものと仮定。

※職員数は「総務省：地方公務員給与実態調査」、各年代の人口は「社人研：日本の将来推計人口(平成29年推計)出生中位(死亡中位)推計」

大卒者である地方公務員(一般行政職)の増加

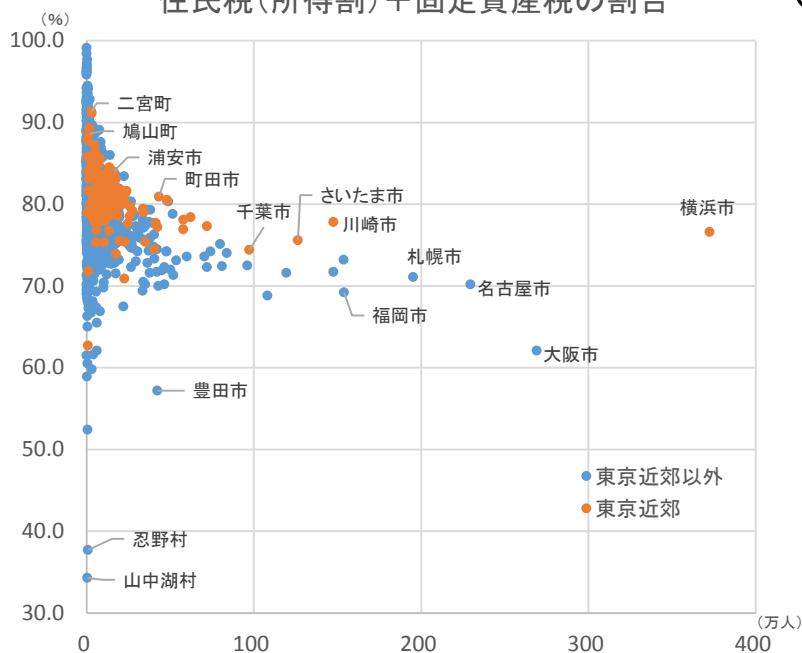
- 大学進学率の上昇に伴い、一般行政職のうち大卒者の割合は増加。
- S55年時点、都道府県と市町村の大卒者の割合は異なっていた。現在、都道府県と市町村の差はなくなっている。町村も若手職員では都道府県と差がなくなっている。



行政の経営資源の変化（高齢化による税収への影響）

- 市町村では、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっている。(半数以上の市町村で、住民税(所得割)と固定資産税が税収の8割以上を占める。東京近郊*では、その割合が高い市町村が多い。(*東京23区、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及びこれらの通勤通学10%圏の市町))
- 75歳以上は増加する一方、平均給与額が高い40、50歳代を含め、生産年齢人口、65～74歳人口は減少する。
- 生産年齢人口は1995年をピークに減少。地価は1992年以降下落傾向。

地方税収に占める
住民税(所得割)＋固定資産税の割合



人口	70%未満	70～80%	80～90%	90%以上
100万以上	1	6	4	
50～100万		8	9	
20～50万	2	35	42	2
10～20万	2	71	76	2
3～10万	9	228	250	14
1～3万	11	168	246	10
1万未満	12	169	285	33

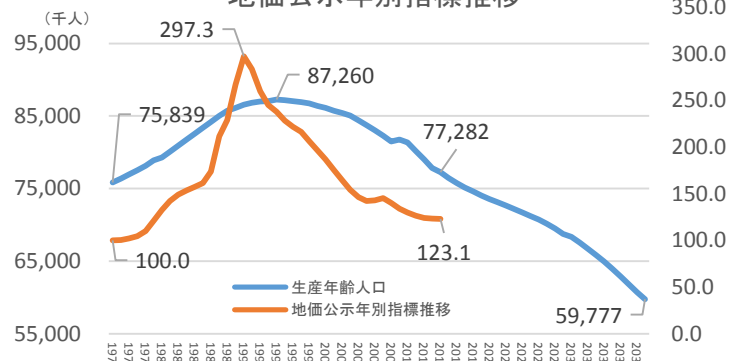
市町村の税収を取り巻く状況

年齢ごとの年間平均給与額と人口(2015年、2040年)

年齢	年間 平均給与	人口 (2015年)	人口 (2040年)	人口減少率
15-19	132	605	435	▲ 28.1
20-24	253	609	489	▲ 19.6
25-29	352	653	524	▲ 19.8
30-34	397	740	557	▲ 24.7
35-39	432	842	585	▲ 30.6
40-44	461	985	622	▲ 36.8
45-49	486	877	612	▲ 30.2
50-54	509	802	641	▲ 20.1

年齢	年間 平均給与	人口 (2015年)	人口 (2040年)	人口減少率
55-59	491	760	715	▲ 6.0
60-64	372	855	798	▲ 6.7
65-69	301	976	907	▲ 7.0
70+	304	2,411	3,135	30.0
(以下、集計して再掲)				
年齢	年間 平均給与	人口 (2015年)	人口 (2040年)	増減数
15-69	425	8,704	6,885	▲ 1,819
70+	304	2,411	3,135	724

生産年齢人口と 地価公示年別指標推移



(出典)年間平均給与額は民間給与実態調査(平成27年分)(国税庁)、人口は日本の将来人口推計(H29.4推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成

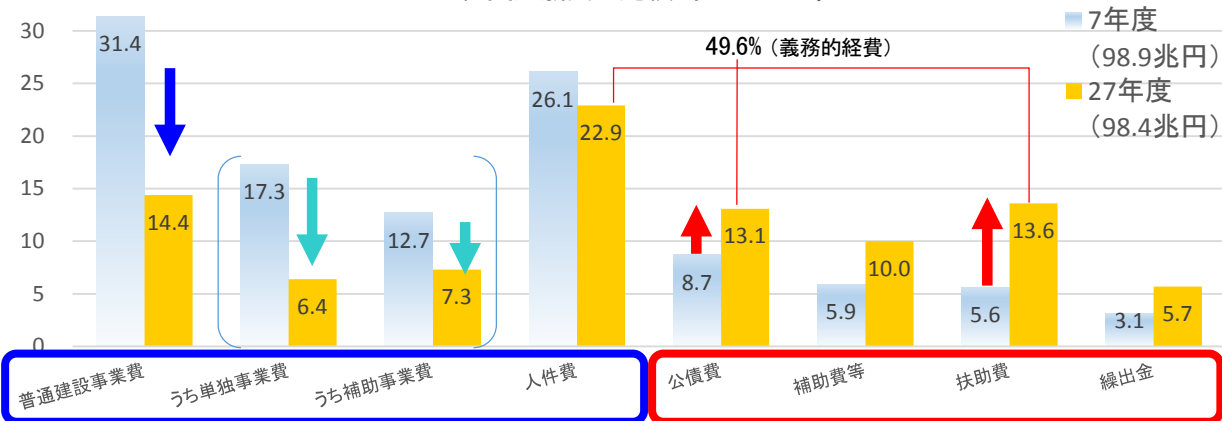
(出典)地価公示(国土交通省)、
日本の将来人口推計(H29.4推計)(国立社会保障・
人口問題研究所)を基に作成

地方財政における歳出構造の変化と歳入構成

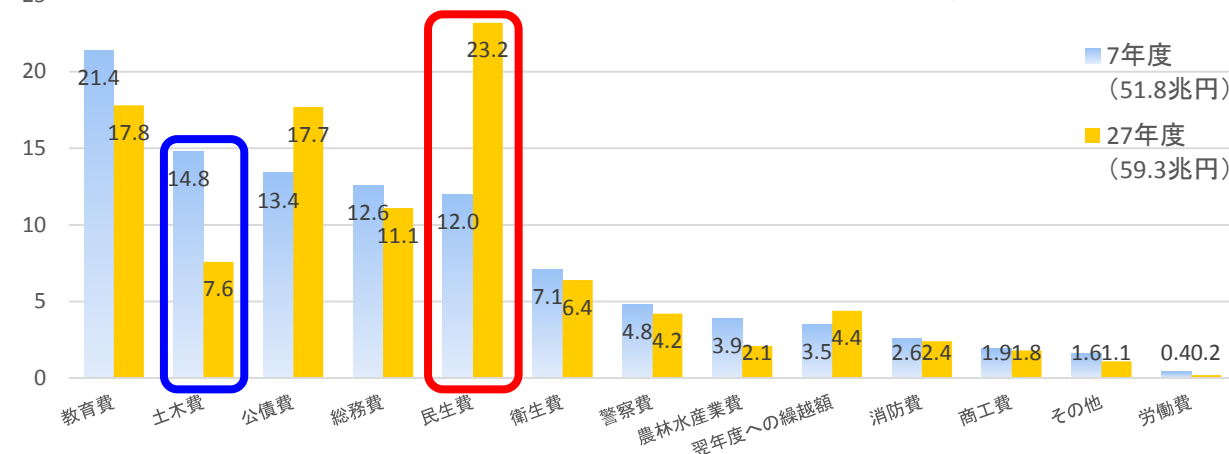
- 地方公共団体の歳出は、20年前を比較すると、普通建設事業費(特に単独事業費)が大きく減少する一方で、扶助費、公債費が増加。義務的経費である扶助費、公債費、人件費は合計で約5割を占める。
- 歳出のうち一般財源充当額は、土木費の割合が半減し、民生費が倍増している。
- 歳入については、2001年以降、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債)を発行して一般財源総額を確保する状況が続いている。

歳出構造の変化(地方全体)(H7(1995)とH27(2015)の比較)

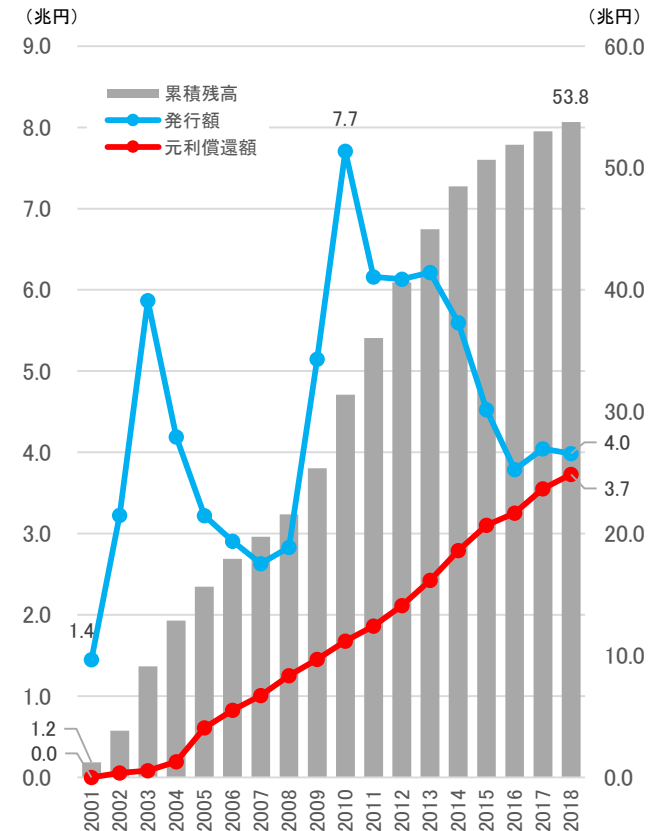
性質別歳出の比較(H7とH27)



一般財源充当額の目的別歳出の比較(H7とH27)



臨時財政対策債の発行・償還状況



※ 新規発行額、元利償還額はすべて地方財政計画額

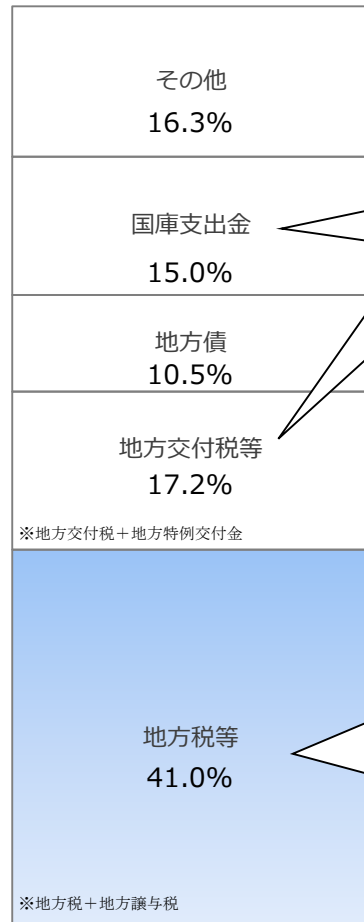
※ 累積残高は、平成28年度までは決算額、平成29年度、平成30年度は、平成28年度までの決算額をもとに、平成29年度及び平成30年度の地方財政計画の新規発行額及び元金償還額から推計

今後の人口推移が財政に与える影響

- 所得や地価が減少・下落すれば地方税収が減少する可能性。社会保障に係る経費（民生費）は増大が想定される。
- 老朽化した公共施設・インフラの更新に要する費用（土木費・農林水産費・教育費）の増大が想定される。
- これまでの地方行革における定員削減によって人件費は減少。今後、人件費の大幅な圧縮は見込めない。

（グラフ出典）平成27年度決算を基に作成

歳入



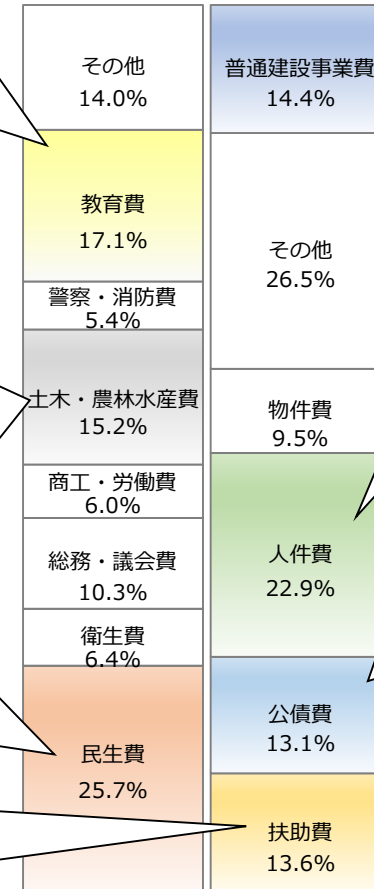
地方税が減収となる場合、自治体による行政サービスを維持するためにはその他の財源が必要。

行政サービスを維持するための財源確保のために、国・地方を通じた国民負担をどう考えるか。
税源の偏在性や税収の安定性をどのように考えるか。

所得や地価が減少・下落すれば、地方税が減収となる可能性。

歳出

（目的別） （性質別）



少子化が進行する一方で、子育て環境の改善や次世代の産業人材への投資が必要。

老朽化した公共施設・インフラの更新投資の増加が見込まれる。

高齢者数の増加に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等が見込まれる。

これまでの徹底した定員削減等により、人件費の大幅な圧縮は見込めない。

インフラ更新投資の増加に伴う地方債の発行増や民生費等の増大による財源不足の拡大に伴う臨時財政対策債の発行増を行う場合には、公債費が増加する可能性。

アウトソーシング手法の多様化と活用状況①(指定管理者、地方独立行政法人)

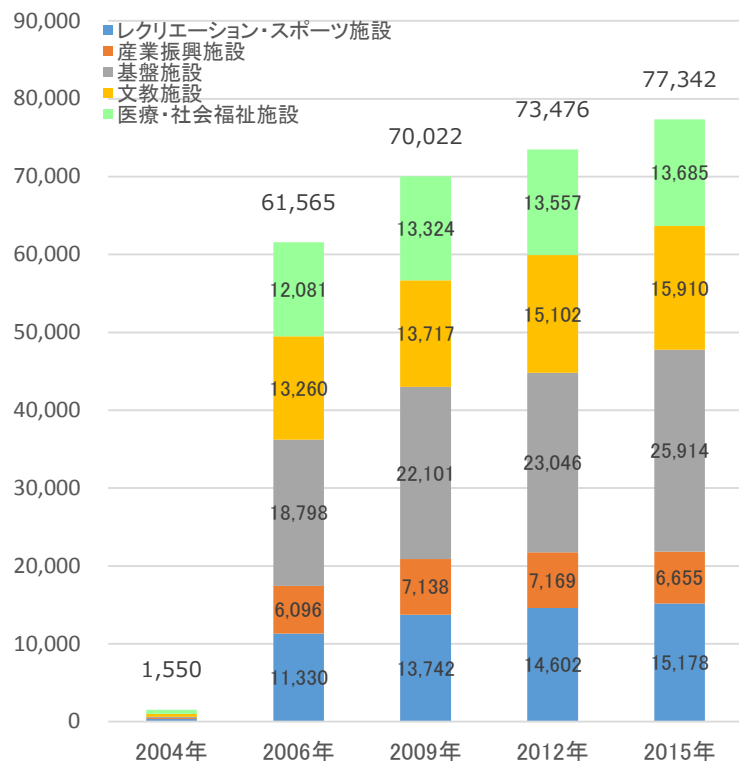
○ 地方行革によるアウトソーシングの手法として、指定管理者制度や地方独立行政法人制度の活用が進んでいる。

<指定管理者制度 (平成15年9月～)>

住民が利用するための「公の施設」の管理を、「指定管理者」(地方公共団体が指定)が代行(管理主体に特段の制約なし)

→**民間事業者等の参入可能**

指定管理者の導入状況

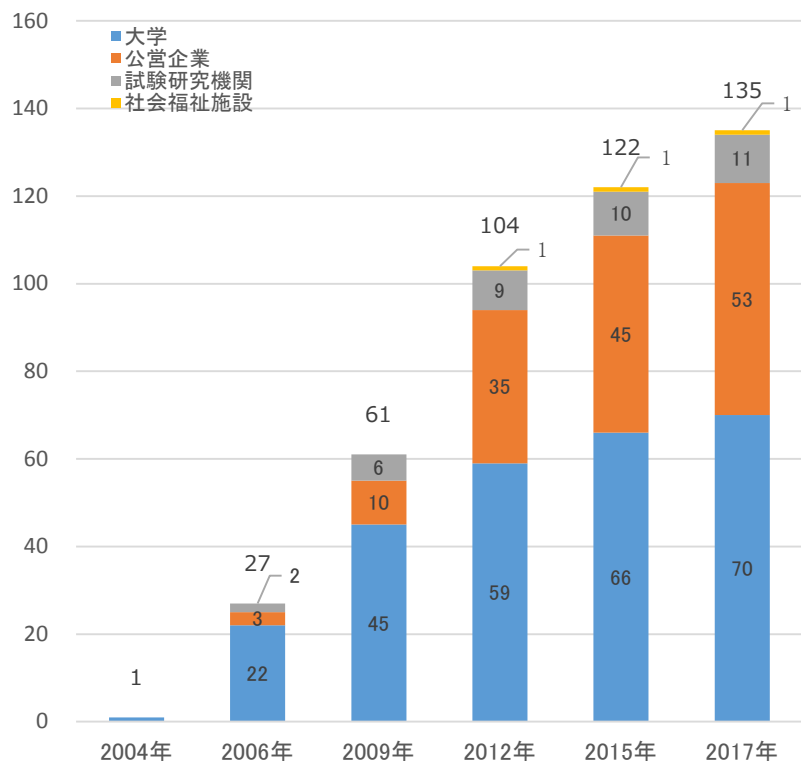


<地方独立行政法人制度 (平成16年4月～)>

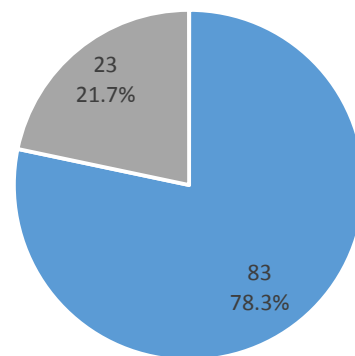
地方公共団体が提供する行政サービスを、地方公共団体とは別の法人格を有する「地方独立行政法人」が、自律的かつ弾力的に運営(+適切に事後評価)

→**事前関与・統制から事後チェックへ**

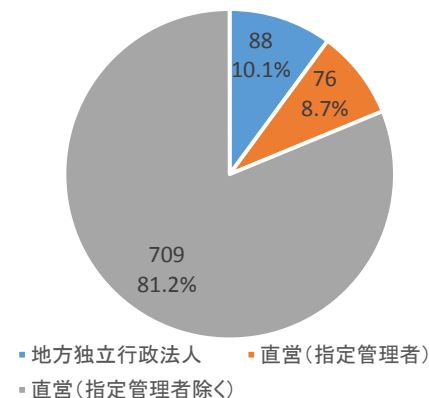
地方独立行政法人の導入状況



公立大学の運営形態



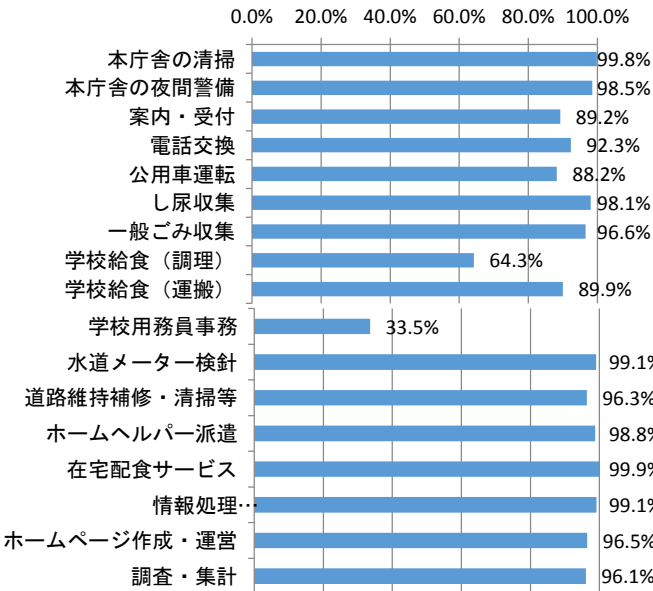
公立病院の運営形態



アウトソーシング手法の多様化と活用状況②(民間委託等)

- 民間委託は、本庁舎の清掃、夜間警備等の分野で相当程度進んできた。
- 窓口業務(住民・戸籍、福祉、税務など)の民間委託の実施団体数は増加(301団体(H29.4速報値))。一方で、民間委託が進まない原因として、民間事業者による個人情報の取扱いに対する不安や、民間事業者が取り扱える事務を切り分けることが難しいこと、小規模な市町村における民間委託の担い手不足などが考えられる。
- 民間委託をしていない場合でも、臨時・非常勤職員、任期付職員など多様な任用・勤務形態の活用が考えられる。

市区町村における民間委託の実施状況

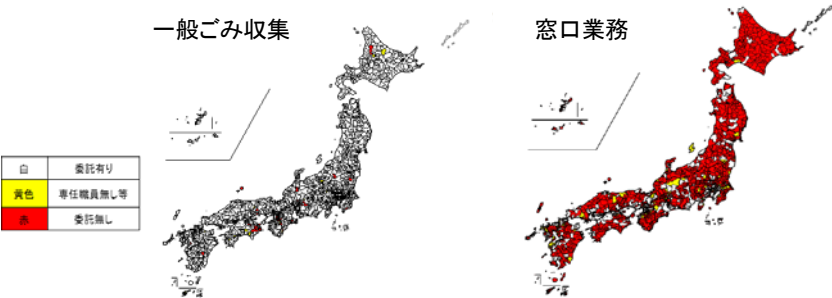


※ 業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率
(出典)総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」(平成28年4月1日現在)

窓口業務の民間委託が進まない理由(窓口業務の民間委託等に関する調査 H26.10)

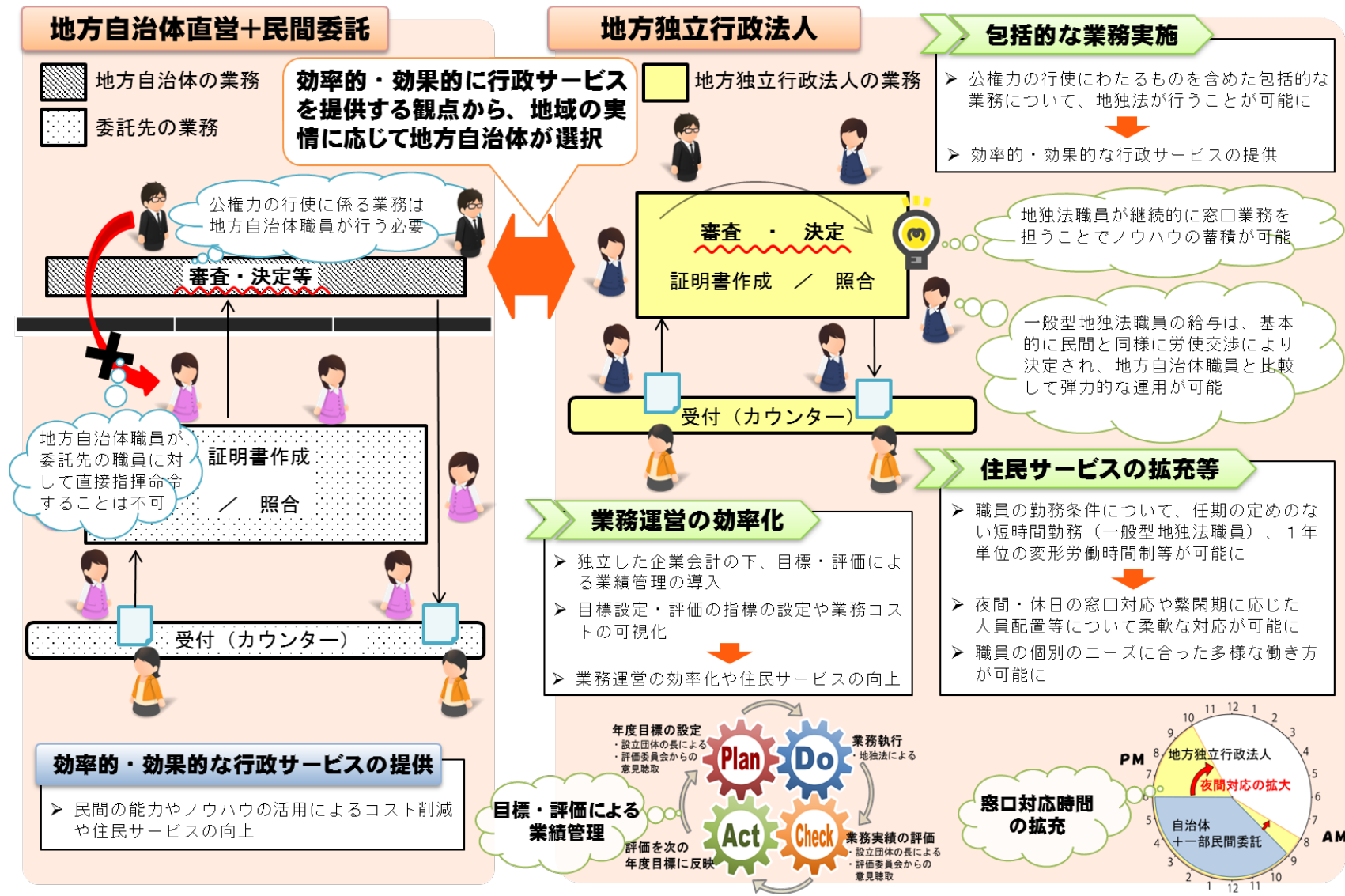
懸念事項	① 件数	② 個人情報	③ サービス	④ 直営	⑤ 労働者 派遣法	⑥ 住民 理解	⑦ 職員 再配置	⑧ その他
市町村(199)	44 (22%)	108 (54%)	68 (34%)	68 (34%)	62 (31%)	23 (12%)	11 (6%)	57 (29%)
指定都市(9)	2 (22%)	6 (67%)	4 (44%)	3 (33%)	2 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (33%)
中核市(28)	3 (11%)	15 (54%)	14 (50%)	10 (36%)	13 (46%)	0 (0%)	3 (11%)	8 (29%)
指定都市・中核市以外の市 (139)	28 (20%)	76 (55%)	46 (33%)	49 (35%)	47 (34%)	20 (14%)	7 (5%)	42 (30%)
町村(23)	11 (48%)	11 (48%)	4 (17%)	6 (26%)	0 (0%)	3 (13%)	1 (4%)	4 (17%)

- ①窓口業務の件数が少なく、委託することの効率化が見込めないため
 - ②個人情報の取扱いに課題があるため、③サービスの質の低下の恐れがあるため
 - ④制度上市区町村職員が行うこととされている事務であるため(もしくは、市区町村職員が行うこととされている事務との切り分けが困難であるため)
 - ⑤業務請負に出したいが、労働者派遣法(偽装請負等)との関係で躊躇する部分があるため
 - ⑥市民の理解が得られないと考えられるため、⑦窓口職員の再配置に課題があるため、⑧その他
- ※ ①内の数は回答団体数。複数回答可のため、回答合計数とは数が異なる。また、割合は回答件数/回答団体数である。



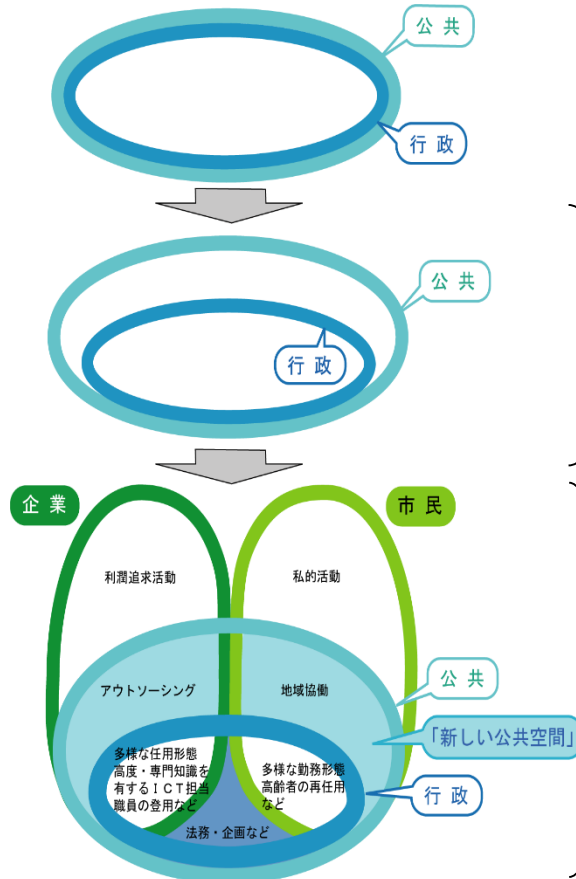
地方独立行政法人による窓口関連事務の実施

- 平成30年(2018年)4月から、地方独立行政法人に窓口関連業務を行えるように法律改正を実施。民間委託ができない「公権力の行使」にわたる事務(一部)を含め、一連の事務を実施することが可能になる。
- 市町村は、他の市町村が設立した地方独立行政法人に窓口関連業務を委託することもできる。



「新しい公共空間」の考え方

- 主に行政により提供されてきた公共サービスについて、その提供主体となりうる意欲と能力を備えた多様な主体（住民団体、NPO、企業等）が登場しており、このような多元的な主体により担われる「新しい公共空間」をいかに豊かなものにしていくかが重要。



官民二元論に限界

- ・公共の利益にかなっているか (Public Interest)
- ・自治体が直営でやるべきことか (Role of Government)
- ・財政状況が厳しい中でもあえてやるべきことか (Affordability)

新しい「公共空間」の形成

- ・公共サービスは専ら「行政」が提供
- ・「行政」と「公共」の領域はほぼ一致

- ・ 少子高齢化の進展に伴う公共サービスへの 新たな期待
＝「公共」の範囲の拡大
- ・ 「団塊の世代」の職員の大量退職や経営資源の制約による
「行政」の守備範囲の相対的縮小
- ↓
- ・ 「行政」と「公共」の領域にズレが発生

- ・ この領域を新たに「民間」（住民・企業）が担う取組
（アウトソーシング・地域協働）の推進
- ・ 行政の多元化（行政内部への人材派遣等）
- ↓
- ・ 「行政」と「民間」の多元的な協働による
公共的サービスの提供により、「公共」が豊かに
- ・ 「行政」は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応

（出典）総務省「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会報告書」（平成18年）

今後、更なる展開として →

国全体で労働力不足が想定される中、今後、「新しい公共空間」におけるサービス（対人サービス）のニーズと潜在的な担い手を結びつけるための枠組みが必要ではないか。

◎ ニーズ

- ・ 介護予防活動
- ・ 学童保育／部活見守り
- ・ 移動支援（運送）

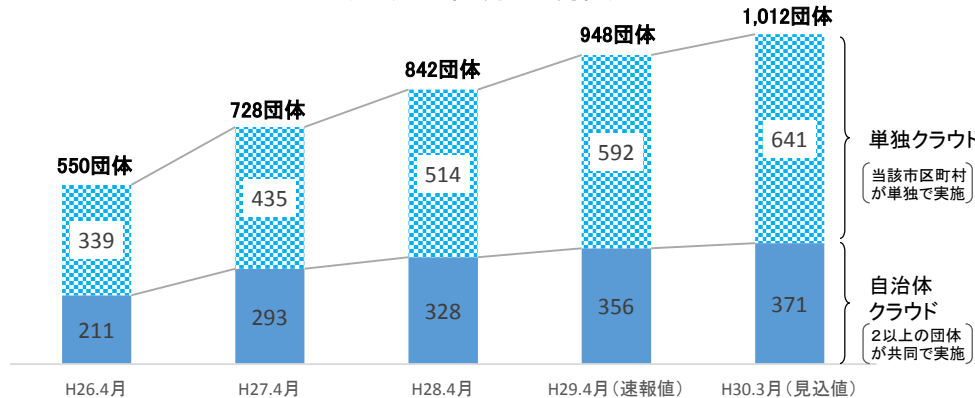
◎ 潜在的な担い手

- ・ 定年後の住民
- ・ 地域活動に参加できる在宅者

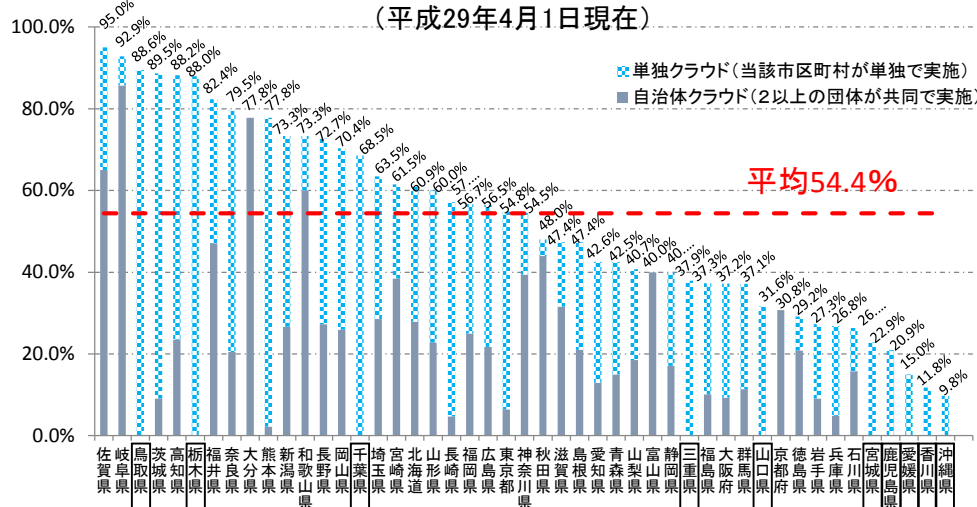
自治体における情報システムの共同利用

- 自治体(住民基本台帳、税務、福祉など)の情報システムやデータを外部のデータセンターで管理・運用する「自治体クラウド」への移行が進んでいる。運用コスト削減や集中監視によるセキュリティ水準の向上などが期待される。
- 自治体の情報システムの強靱性を高めるため、インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して、集中して高度な監視を実施。また、マイナンバー関連システムをインターネット環境から分離。

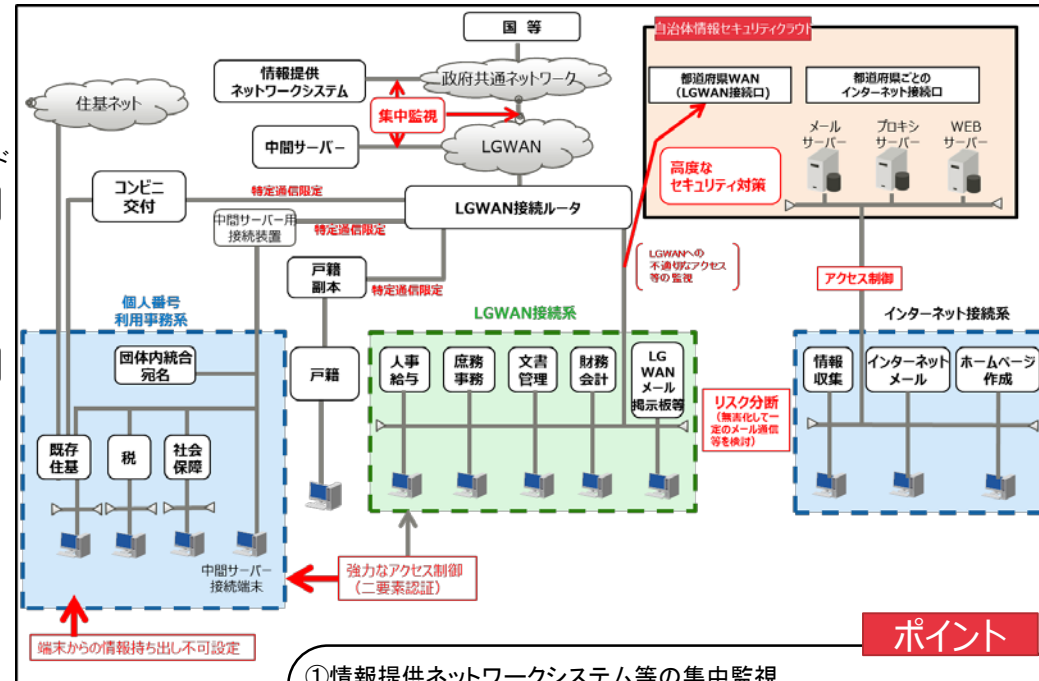
クラウドを導入している市区町村数の推移
(平成29年4月1日現在)



クラウドを導入している域内市区町村の割合
(平成29年4月1日現在)



自治体情報システム強靱性向上モデル



ポイント

- ① 情報提供ネットワークシステム等の集中監視
- ② マイナンバー関連システムについて、インターネットリスクからの分離（LGWAN環境とインターネット環境の分割）
- ③ 個人番号利用事務関連システムについて、端末からデータの持ち出し不可設定や二要素認証の導入により、住民情報の流出を徹底して防ぐ
- ④ 全自治体で庁内ネットワークの再構成
- ⑤ インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して、集中して高度な監視を行う(自治体情報セキュリティクラウドの導入)

行政におけるICT活用による省力化

- 自治体行政におけるICT・AIの活用事例としては、千葉市や横浜市において、道路管理や対住民向け案内業務において、実証実験を実施。

MyCityReport(千葉市ほか)

【概要】

- ・千葉市と東京大学生産技術研究所の共同実証実験。
- ・車載カメラで撮影した画像と自治体ごとの管理水準から道路舗装の損傷を機械学習により自動抽出する。

【特徴】

- ・千葉市のほか、北海道の室蘭市や千葉県市原市なども実証実験に参加し、データを共有。
- ・道路舗装損傷の自動抽出などの機能により、道路パトロールの拡充が図られ、効率的な道路舗装損傷の把握が期待できる。



イーオのごみ分別案内(横浜市)

【概要】

- ・横浜市とNTTドコモの共同実証実験。
 - ・ごみの出し方をチャットボット※を活用した対話形式で案内。
 - ・実証実験を通じ、より分かりやすい案内の可能性を探るとともに、検索に不慣れな方や若年層などにも興味をもってもらうきっかけとなることを目指す。
- ※チャットボット…人間に代わって、チャット(ネットワーク上での会話)を行うプログラム

【特徴】

- ・横浜市の分別検索システム(ミクシヨナリー)で培った2万語以上に対する分別方法、雑学やクイズなどを案内。



參考資料

市町村の沿革(市となるべき要件の変遷)

- 明治期の市制町村制では、都市的形態を有する都市(=市)と町村は異なる制度が採られていた。
- 地方自治法では、市と町村は(町村総会の設置可否など一部の違いはあるものの)原則として同じ制度を採用。なお、昭和30年代から平成の合併にかけて、数次にわたり、市となるべき要件の緩和が行われた。

明治期の「市」と「町村」 (明治22年(1889年)市制町村制 制定)

市は、府県知事の具申により、内務大臣が指定。(明治22年に39市)

【明治22年 市制施行地】
4月1日 弘前、盛岡、仙台、秋田、山形、米沢、水戸、横浜、新潟、富山、高岡、金沢、福井、静岡、津、京都、大阪、堺、神戸、姫路、和歌山、松江、広島、赤間関(現下関)、高知、福岡、久留米、佐賀、長崎、熊本、鹿児島
5月以降 東京、岡山、甲府、岐阜、名古屋、鳥取、徳島、松山

「市制を施行す可き地は、人口大凡2万5千以上輻輳の地にして、本大臣之を指定す可きものなり」(山縣有朋内務大臣の意見書)

- 【参考】「市」と「町村」の基本的考え方 (山縣有朋内務大臣回顧、市制町村制理由及び地方自治百年史第1巻から要約・抜粋)
- ・ 「そもそも町村の自治は、隣保団結の旧慣を基礎とし、その上に行われるものなり。」
 - ・ 「都会の地に至っては大いに人情風俗を異にし、経済上自ずから差あり。故に、これを分離して別に市制を立て、機関の組織及び行政監督の例を異にせり。」
 - ・ 山縣は、市長の管掌する市内の国政事務は、町村長の管掌する町村内の国政事務に比べて、遙かに重要複雑で、中央行政にも影響するところが少なくなので、…官選にしておく方が安全だと考えていたようである。

地方自治法における「市」と「町村」 (昭和22年(1947年)制定、同年 一部改正)

市となるべき要件(人口要件【①】及び都市的形態に係る要件(=連たん要件等)【②~④】)を地方自治法に規定。
※町村を市とする処分は、関係町村の申請(事前に当該町村議会の議決が必要)に基づき、都道府県知事が議会の議決を経て定める。

- 【地方自治法の規定(昭和22年改正後)】
- ① 人口3万以上【現行:人口5万以上(昭和29年改正後)】を有すること。
 - ② 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること。
 - ③ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。
 - ④ 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

昭和30年代から平成の合併にかけて、数次にわたり、市となるべき要件を緩和。(現在は緩和のための特例を規定していない。)

	人口要件	都市的形態に係る要件
地方自治法の規定	5万以上	規定あり
平成10年(1998年)市町村合併特例法 改正	4万以上	適用する
平成12年(2000年)市町村合併特例法 改正	3万以上	適用しない
平成22年(2010年)市町村合併特例法 改正 →緩和措置を廃止	5万以上	適用する

国と地方の関係(地方分権改革の進展)

- 地方分権一括法(平成11年7月成立・翌12年4月施行)により、国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化が図られ、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に(首長を国の機関とみなして国の事務執行を委任する「機関委任事務制度」の廃止等)。
- 累次の法律改正による地方に対する義務付け等の見直し、事務・権限の移譲等によって、地方分権が進展。

地方分権改革の主な経緯

H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革
H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7) ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告	
H11.7 地方分権一括法成立	
H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) H14.6~17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	
H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3) ※H20.5第1次~H21.11第4次勧告	第2次分権改革
H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ	
H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)	
H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)	
H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲)	

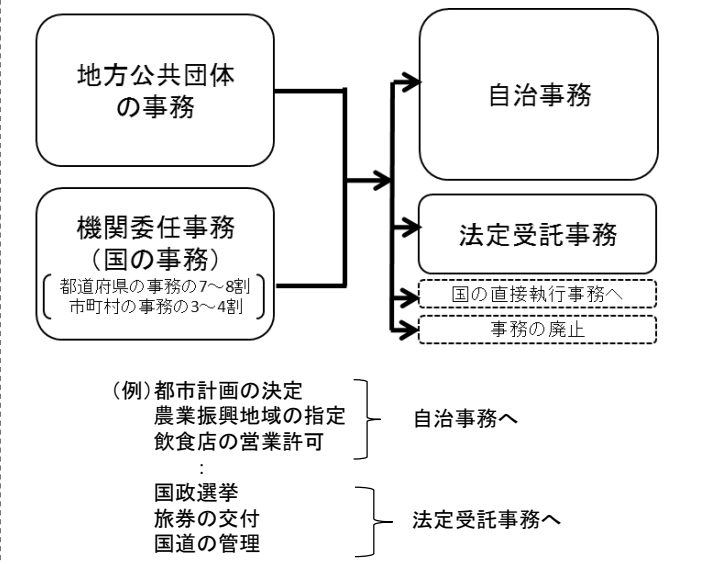
提案募集方式
の導入

H
26
・
4
5

第1次分権改革における取組

(地方分権一括法(平成12年4月施行)による機関委任事務の廃止)

- ・ 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止(351法律改正)



第2次分権改革における取組(~平成26年)

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)
2. 事務・権限の移譲等
3. 国と地方の協議の場

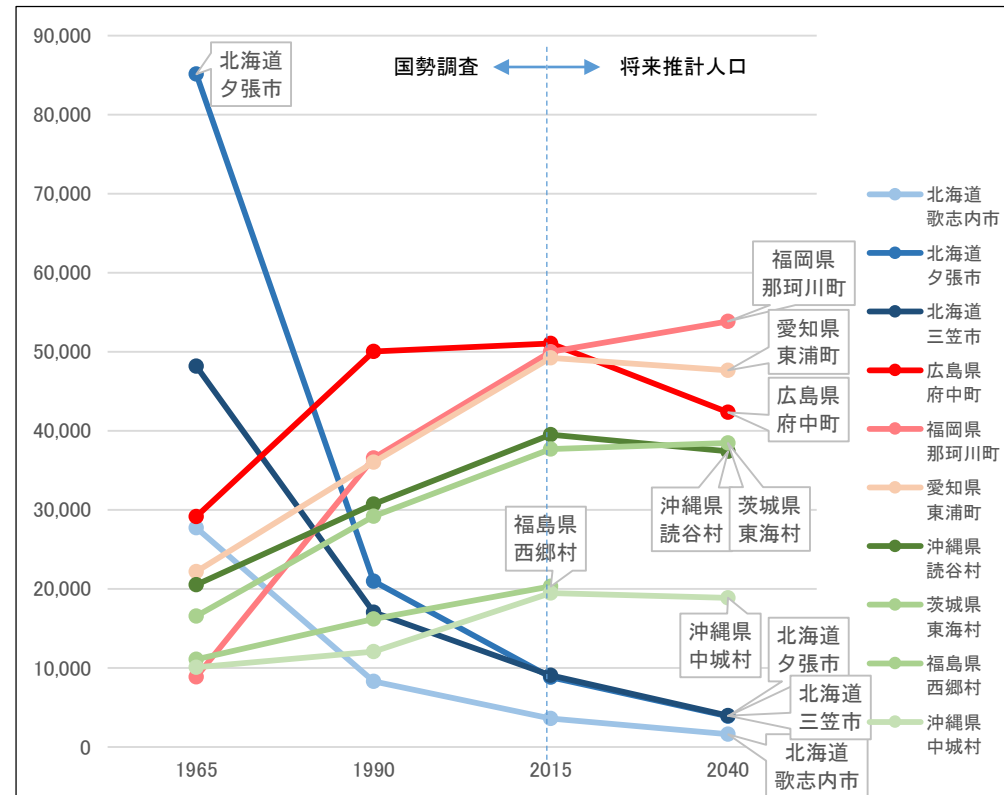
人口段階ごとの市町村の違い①

- 「市」であっても、人口1万未満のものがある。(人口3万未満のものは市全体の1割以上)
- 「町」であっても、人口5万以上のものがある。(人口3万以上のものは町全体の1割弱)
(福岡県那珂川町、広島県府中町)

	市区町村数				
		市	町	村	特別区
100万人以上	11	11	0	0	0
50万人～100万人	24	17	0	0	7
20万人～50万人	94	81	0	0	13
10万人～20万人	153	151	0	0	2
3万人～10万人	505	440	62	2	1
1万人～3万人	442	88	344	10	0
1万人未満	512	3	338	171	0
全体	1,741	791	744	183	23
人口 (割合)	1億2,709万人 (100.0)	1億692万人 (84.1)	1,016万人 (8.0)	75万人 (0.6)	927万人 (7.3)

(出典)平成27年国勢調査

「人口が小さい市」と「人口が大きい町村」の人口推移



(出典)1965年、1990年、2015年は国勢調査

2040年は国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(H25.3推計)」
※ 福島県西郷村の2040年数値は、「地域別将来推計人口(H25.3推計)」に数値がない

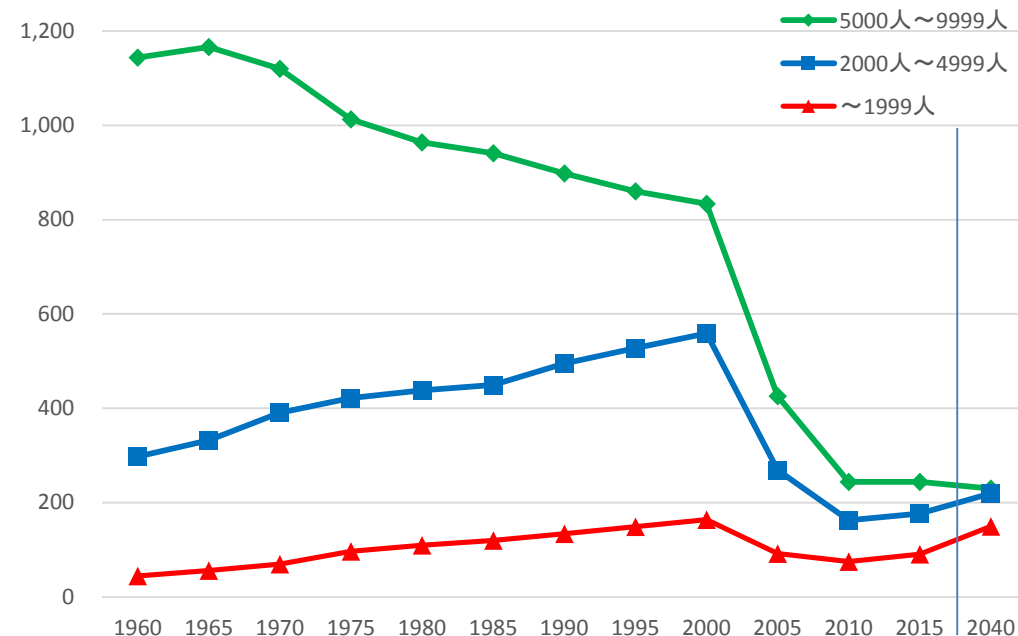
小規模市町村の推移と見通し

- 今後、人口6千以下の町村の増加が見込まれる。特に、人口3千以下の町村が増加する。
- 昭和の合併後増加傾向にあった人口5千未満の町村は、平成の合併により減少した。他方、人口2千未満の町村は平成の合併により大きく減少することはなく、今後合併前の団体数に近づいていく。

小規模市町村(人口1万未満)の人口の変化



小規模市町村(人口1万未満)の推移



※2040年は、推計値がない福島県内市町村を除く。

人口区分別の団体数の見通し(累計)

	～1000	～2000	～3000	～4000	～5000	～6000	～7000	～8000	～9000	～10000
2010	25	71	112	175	226	275	322	370	416	453
2040(推計)	60	150	226	306	370	437	478	528	565	600
増加率	2.4	2.1	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3

※団体数は累積、2040年推計値がない福島県内市町村を除く。

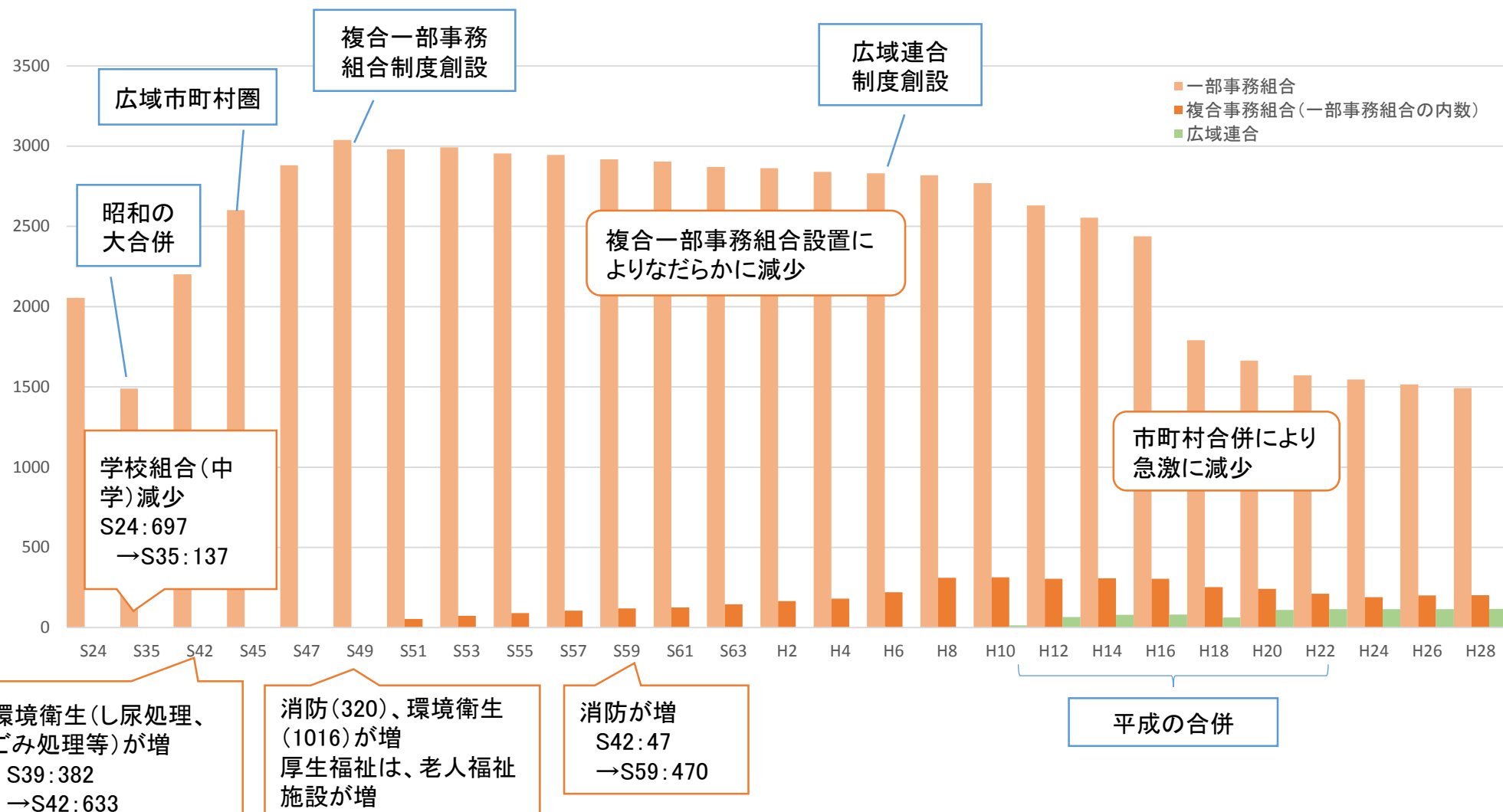
都道府県別の人口1万人未満の市町村数の推移

	市町村数	H11.3.31の 市町村数	減少率	平成7年 国勢調査人口				平成27年 国勢調査人口				平成52年（2040年） 社人研推計人口			
				1万人未満 団体数	うち5千人未満 団体数	うち3千人未満 団体数	うち1千人 未満団体数	1万人未満 団体数	うち5千人未満 団体数	うち3千人未満 団体数	うち1千人 未満団体数	1万人未満 団体数	うち5千人未満 団体数	うち3千人未満 団体数	うち1千人 未満団体数
北海道	179	212	15.6	144	73	30	0	122	77	32	1	133	109	69	10
長野県	77	120	35.8	77	43	30	5	43	29	15	5	49	33	21	8
福島県	59	90	34.4	51	18	7	1	33	19	13	8	-	-	-	-
高知県	34	53	35.8	37	29	12	2	19	13	7	2	24	19	15	4
沖縄県	41	53	22.6	27	17	11	4	18	15	11	5	18	15	13	6
奈良県	39	47	17.0	24	12	10	2	18	11	9	4	18	15	11	9
熊本県	45	94	52.1	58	20	8	0	17	9	3	0	24	12	7	1
鹿児島県	43	96	55.2	54	18	8	3	17	4	4	2	22	12	4	2
青森県	40	67	40.3	36	17	3	0	14	7	6	0	24	12	7	1
山形県	35	44	20.5	17	1	0	0	14	3	0	0	17	10	3	0
和歌山県	30	50	40.0	28	12	5	2	13	6	2	1	17	7	6	1
東京都	39	40	2.5	11	8	5	3	11	8	7	3	11	10	9	3
群馬県	35	70	50.0	24	13	7	0	11	6	3	0	15	9	5	3
岩手県	33	59	44.1	24	7	0	0	10	3	1	0	13	7	3	0
山梨県	27	64	57.8	41	25	13	3	9	6	5	2	10	8	5	3
宮崎県	26	44	40.9	19	8	5	0	9	5	3	0	11	7	5	2
秋田県	25	69	63.8	41	8	0	0	9	5	2	0	10	9	4	0
徳島県	24	50	52.0	32	15	10	0	9	3	2	0	10	8	4	1
福岡県	60	97	38.1	22	9	4	1	9	2	1	0	11	3	2	0
島根県	19	59	67.8	45	24	12	2	8	5	2	1	11	8	5	1
岐阜県	42	99	57.6	56	35	23	3	8	3	2	0	10	4	3	0
千葉県	54	80	32.5	18	3	0	0	8	0	0	0	10	4	0	0
鳥取県	19	39	51.3	30	11	1	0	7	5	0	0	10	7	4	0
京都府	26	44	40.9	21	5	1	0	6	4	3	0	7	4	4	1
新潟県	30	112	73.2	57	20	5	1	6	3	1	1	9	4	2	1
宮城県	35	71	50.7	27	6	2	0	6	1	1	0	11	2	1	1
静岡県	35	74	52.7	15	5	1	0	5	0	0	0	6	3	0	0
三重県	29	69	58.0	31	7	3	0	5	0	0	0	7	1	0	0
佐賀県	20	49	59.2	25	4	3	0	5	0	0	0	5	2	0	0
岡山県	27	78	65.4	50	24	12	4	4	3	2	1	10	4	2	1
愛知県	54	88	38.6	18	8	3	1	4	3	1	0	4	4	3	1
愛媛県	20	70	71.4	42	24	13	2	4	1	0	0	5	3	1	0
山口県	19	56	66.1	33	15	6	0	3	2	1	0	5	2	2	0
埼玉県	63	92	31.5	13	6	3	0	3	1	1	0	9	2	1	0
福井県	17	35	51.4	18	7	3	1	3	1	1	0	5	1	1	0
神奈川県	33	37	10.8	2	1	0	0	3	1	0	0	6	2	1	0
滋賀県	19	50	62.0	20	2	1	0	3	0	0	0	4	1	0	0
広島県	23	86	73.3	52	36	13	1	3	0	0	0	3	2	0	0
長崎県	21	79	73.4	55	21	5	0	2	1	1	0	2	1	1	0
大分県	18	58	69.0	38	23	10	0	2	1	1	0	2	1	1	0
香川県	17	43	60.5	17	5	0	0	2	1	0	0	4	1	1	0
茨城県	44	85	48.2	15	5	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0
石川県	19	41	53.7	17	8	4	1	2	0	0	0	5	0	0	0
大阪府	43	44	2.3	2	0	0	0	2	0	0	0	3	1	0	0
富山県	15	35	57.1	11	8	8	0	1	1	1	0	2	1	0	0
栃木県	25	49	49.0	7	2	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0
兵庫県	41	91	54.9	35	9	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0

※平成27年国勢調査人口における1万人未満団体数の多い順に並べている。網掛けは、市町村の減少率が全国平均(53.2%)以上の団体。
 ※福島県については、国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計において全県での推計のみを行い、市町村別の推計を行っていない。

自治体間連携(組合制度)の変遷

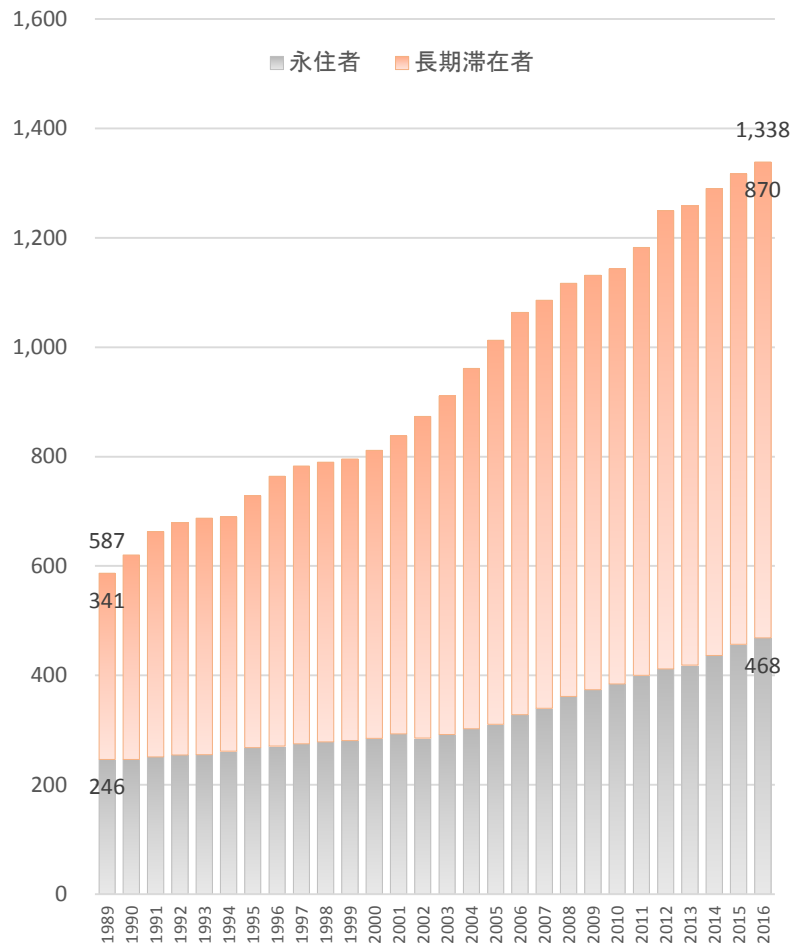
○ 一部事務組合で処理する事務は、新制中学、し尿処理、ごみ処理、常備消防、老人福祉施設など、時代の要請に応じ、変化してきた。



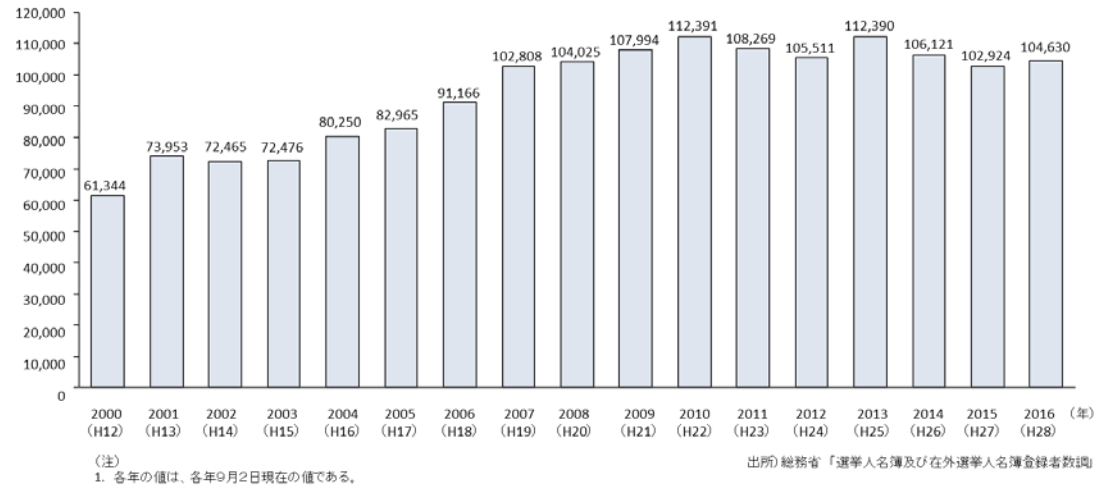
海外在住日本人の推移

- 海外に在住する日本人は、130万人に上る。1989年(平成元年)から2016年(平成28年)にかけて2倍以上に増加。
- 海外においても、選挙・年金・旅券等の行政手続を行うことがある。

在外邦人の動向



在外選挙人名簿登録者数の推移



海外長期滞在時に想定される行政手続(例)

- 在外選挙人名簿登録(H28.9.2時点登録 約10万4,000件、H28年度新規登録 約13,000件)
…旅券、住所要件期間中引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足る文書 等が必要
- 海外において年金を受給するための現況届(H28年度届出件数 約34,000件)
…居住国の在外公館で発行された在留証明書 等が必要
- 在外公館における一般旅券発給(H28年発給冊数 約124,000冊)
…新規旅券の申請、記載事項変更旅券の申請には戸籍謄(抄) 本が必要
- 在留届…H28年届出件数 約20.8万件(※ 変更届等も含む。)
- 海外において生じた戸籍法に基づく身分関係の変更届出(出生、婚姻、離婚、死亡等…H28年度届出件数計約38,000件)
…旅券、滞在を証明する書類(ビザなど)、本籍地の変更を伴う場合等は戸籍謄(抄) 本等が必要